

ダニエル・デフォー 「ブリテン諸連合史」 (1)

林 直 樹

I はじめに

エドワードは、スコットランド全土にわたる諸々の司令長官や執政官の任命を済ませたのち、イングランドへと帰った。だが、出立に際して彼はスコットランド民族に対する激しい憎悪をあからさまにしてみせた。というのは、新たな反乱を引き起こす恐れのある者たちをことごとく連行するのみにとどまらず、民族の記憶そのものを根絶するためにできうるかぎりのことを行ったからである。古の諸法を撤廃し、イングランドのしきたりにかなった教会礼式を打ち立てた。ローマ人が遺したものであろうとスコットランド人が築いたものであろうと、歴史、盟約、古遺物のすべてを破壊させた。あらゆる書物を、学問の師となるすべてのものをイングランドに運んだ。さらには、王国の運命を握ると一般に伝えられ、そう信じられている天然の大理石状の石をロンドンに送った。その記憶をもとに気高い魂が呼び起こされ、自らの古の繁栄や地位をスコットランド人に想い起こさせるだろう事物、いやそれどころか、真に偉大なる精神を持つよう彼らを鼓舞するはずの事物など、ただの1つもあとに残していかなかった。(彼エドワードの考えでは) そうやって彼らの魂を武力と一緒に挫き、奴隷の沈鬱へと投げ落とすことで、スコットランドとの恒久的平和が約束されたのであった。

上の一節は16世紀スコットランドのある歴史家が記したもの (Buchanan 1722, I, 342) である。多分に理想化されているとはいえ、スコットランド王ジョン (在位 1292-96) を戦場で蹴散らし、頭上から王冠を奪い去ったうえに「空っぽの陣羽織 (Toom Tabard)」を着せたイングランド王エドワード1世 (在位 1272-1307) の覇業の性格をよく伝えている。1296年にジョンを屈従させた彼は、歴代のスコットランド王がスクーン (Scone) 村で戴冠するに際して腰かけてきた「天然の大理石状の石 (unpolished Marble Stone)」(実際には砂岩) をイングランドに持ち帰り、これをロンドンのウェストミンスター寺院に据え置いた。正確

には、石を座部に格納したオーク製の椅子を作らせて寺院に設置した。彼に続く国王はこの椅子に座って王冠を戴いてきた。椅子に腰かけることは石に腰かけることをも意味する。1953年に同寺院で戴冠したエリザベス2世もちろん例外ではない。

スクーンの石、通称「運命の石」は、エドワードがイングランドに持ち去って以後700年ものあいだ、イングランドに留め置かれた。石のないスクーンで即位したスコットランド王ロバート1世（在位1306-29）がエドワード亡きあとのイングランド軍に勝利し、1328年のエディンバラ＝ノーサンプトン条約で王国の独立を認めさせた折にも、1603年、スコットランド王ジェームズ6世（在位1567-1625）がイングランド王を兼ねた際にも、それはスコットランドの地に戻らなかった。やがて1707年の「合邦」によって両王国議会が統合されたため、スコットランドはもはや独立王国ではなく「大ブリテン」連合王国の一部となる。一度だけ非公式の返還がなされた。1950年のクリスマス未明、民族主義に共鳴する数名の大学生が石を奪取し、翌春、スコットランド東岸アープロースの寺院に届けるという衝撃的事件が起きたからである。だが、公式の返還が約束されたのは、ジョン王の退位からちょうど700年後に当たる1996年7月のことであった。同月3日の議会において、エリザベス女王が石の返還に同意したことをメイジャー首相（John Major, 1943-）が発表したのである。

この発表をめぐる庶民院でのやりとりを議事録（Hansard）で確認してみると、まず首相が「運命の石（Stone of Destiny）はスコットランド王権最古の象徴（symbol）であり」それは「スコットランド人の胸のうちに特別の場所を占めています。スコットランドより持ち去られてからこのたびで700年目となるに当たり、石を歴史の故郷に返すべきでしょう」などと述べるころから始まって、これに、野党党首トニー・ブレア（Anthony C. L. Blair, 1953-）が「首相の声明を歓迎します」し「石の返還は、われわれが異なる伝統と歴史と文化をそなえた別個の誇り高き民族（nation）同士でありながら、同時に連合王国の統一性（unity of the United Kingdom）を祝福しうることを、喜んで認めるということでしょう」と応じている。ここで「石の返還」が「連合王国の統一性」の証でもある旨の表現をブレアが用いたのは、女王に続く将来の国王の戴冠式のたびにスクーンの石はウェストミンスター寺院に送り返され、エドワードによる覇業以来の「伝統的役割」を果たし続けることになるだろうと、首相が付言していたからである。こののち、返還の意義をめぐって、主にスコットランド選出議員とのあいだで活発な質疑応答が展開された。

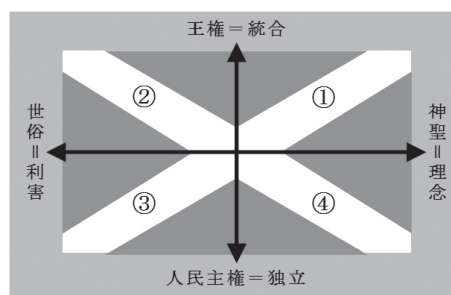
首相が石を「象徴」と呼んだことに対して、ある議員は「スコットランド人の大多数が単なる象徴ではなく実質（substance）すなわちスコットランド内の諸事に関する民主的管轄権（democratic control）の返還を求めている」ことを首相は認識しているのか、と問い、別の議員も「われわれが求めているのはスコットランド独立の象徴ではなく実質なのです」と畳

みかけた。さらには、石の持てる性格をめぐって鋭い批判も飛び出した。1707年に消滅したスコットランド議会を改めて設置することこそが「近代民主国家」としての連合王国およびスコットランドを樹立することであり、したがって「封建的かつ中世的な暴政 (tyranny) の象徴の返還などまったくのお門違いだ」と述べた議員に対して、首相は「スコットランド最古の象徴の1つに関して1人のスコットランド選出議員がいま口にした言葉を聞いたなら、スコットランドの人々の多くは驚嘆するだろう」とすぐさま切り返したものの、スコットランド民族党 (Scottish National Party) 幹部のユーイング (Margaret A. Ewing, 1945-2006) 議員が、「運命の石は王権の象徴ではなくスコットランド人民主権 (sovereignty of the people of Scotland) の象徴であり、それはアープロース宣言によって公にされている」ことを首相はご存知ないようだとし、「われわれはこの権能 (power) の象徴の返還を歓迎しつつも、スコットランドにおける権能の实在 (reality) を求めています。盗み出された品々をスコットランドに返還するのに、当議会では [エディンバラ＝] ノーサンプトン条約以来の668年程度を要したかもしれませんが、実際、スコットランド人民は主権をそなえた彼ら自身の議会を手にする権能をまもなく取り戻すことでしょう」と発言したのに対しては、より慎重に返答せざるをえなかった。ここで引き合いに出された「アープロース宣言 (the declaration of Arbroath)」とは、1320年、かのアープロースに集まったスコットランドの貴顕たちが「王国の共同体 (community of the realm)」を代表して捺印のうえ、ローマ教皇ヨハネス22世 (在位1316-34) に送った書簡のことを指すが、そこには「100名だけでも生き残るかぎり、われらは何があろうとイングランド人の支配に服したりはしない」と謳われていた (Griffiths ed. 2003, 5 / 訳8)。メイジャー首相は、連合王国全体に「深甚な影響」を及ぼすスコットランド独立の是非について「いずれ議論することになるのは間違いありません」としてこの問題の重要性を認めつつも、スクーンの石を人民主権の象徴に擬えるユーイングの見解は「国制の面から (constitutionally) 誤りだと考えます」と反駁している。

ここまでは、石がスコットランドの「象徴」であることは共通了解となっていながらも、それを「実質」としての民主化ないし「権能の实在」としての主権回復に結びつけるか、それともエドワード以来の王権ないし「連合王国の統一性」に結びつけるか、という「国制」をめぐる2つの立場が対立していることがうかがえる。だがその後、スコットランドの人々が求めているのは「住居を建てる本物の石」であって「名ばかりの遺物 (a token artefact)」ではない、と発言する議員が現れたために、この質疑応答の文脈は変容する。現下の失業問題を背景に「人民の利益 (interests of the people)」を前面に押し立て、遺物など無用の長物と見なして憚らない立場は、その「象徴」としての価値を否定し去ることで世俗化のモーメントを生み出すからである。ここにおいて、理想か世俗利益か、(より端的に表現するなら) 聖か俗かの対立軸が文脈内にすべり込む。それは、王権か人民主権かという先の対立軸とは

異質なものだと言えよう。これにはただちに首相が「運命の石を名ばかりの遺物と呼びになるとは驚きです」と応酬し、失業の解消は「対内投資」を呼び込む中央政府の政策次第だと返している。他の議員の中からも「1950年のクリスマスの朝にスコットランド民族主義者が石を寺院から力づくで持ち去った」事実こそが「石の象徴性 (symbolism) が帯びる強い力 (power) を示すものだ」とする声が上がった。

議事録によれば、質疑応答はおおよそ以上で終わっている。すでに見た通り、そこには2つの文脈が現れていたわけであるが、それを試みに図式化しておくとしたら、右のように描くことができる。縦軸は民主化をめぐる、横軸は世俗化をめぐる対立ないし対抗を表す。これらの軸が織りなす平面上において、連合王国統合を



王権によって象徴しようとする①と、スコットランド独立を世俗利益によって正当化しようとする③は対極に位置している。スクーンの石をめぐる首相と議員のあいだの質疑応答という具体的場面において顕在化した対抗関係は、初め①と④の、続いて①と③のそれであったと考えられる（失業問題はロンドンの経済政策が解決できるか否かを争点に加えれば、①と③の対立は同時に②と③の対立であったとも言える）。そこでの議論の文脈は、王権対人民主権の関係を軸とするものから、利害対理念の関係を軸とするものへと移り変わったわけだが、留意しておくべき点は、独立を同じく志向する③と④のあいだにも確かな一線が画されうることである。問題を単に民主化の軸でのみ捉えようとするれば、世俗化の軸をめぐる価値観の相克を見落としてしまうことになるだろう。

石の返還（1996年11月）からわずか2年ののちに議会を通過した「スコットランド法」により、中央政府からの「権能」委譲を受けるかたちでスコットランド議会ならびに行政府がエディンバラに設置された。2012年にはこの1998年のスコットランド法が修正され、さらなる委譲が約束された。独立の是非を「いずれ議論することになる」と述べたのはメイジャー首相だったが、その後、これを是とする方向での調整が進められているように見える。ただ、自治権の拡大というかたちをとった民主化が強められていることは確かにせよ、その動因を利害関係にのみ求めることはできない。そこには理念もまた作用しているであろう。すでに触れた通り、民主化と世俗化は質を異にする。利害は誰についても同等に通約するという意味において普遍的人間本性に立脚しており、秤量可能であり、したがって得失の大小を比較可能だが、理念は唯一無二の人格として立ち現れる各個人にとっての究極目的に他ならず、その意味において特殊であって、大小優劣の対比にそぐわない。普遍と特殊とはいわば永遠に同化することなく緊張関係を保ち続けるわけである。思想家J・G・A・

ポーコックの言葉を借りれば、ここでの普遍は「権利 (right)」の概念に、特殊は「徳 (virtue)」の概念にそれぞれ対応するだろう。前者は自然法にもとづいて万人に認められる「近代的」自由と、後者は市民が公共参加という「活動 (actions)」を通じて実現しなければならない「古代的」自由と密接に結びついている。そして両概念は「両立不可能ではないが相互還元不可能」である (Pocock 2003, 560-61 / 訳 514-15)。民主化をめぐるロンドンとエディンバラの駆け引きは、したがって、一方では利害ないし「権利」をめぐる対抗であり、他方では理念ないし「徳」をめぐる対抗であると考えることができる。繰り返しになるが、利害得失の大小を論じることはできても、各人による自己実現のありかたに優劣をつけることはできない。スコットランド独立運動においては、「権能」の所在をめぐる、あるいは自由の形態をめぐるこれら2つの対抗関係が緊張をはらみつつ相互作用しており、したがってこれを「権利」の配分をめぐる闘争と捉えるだけでは不十分だろう。2014年9月18日の出来事もまた、上述の構図において複合的に考察する必要があるのではないか。

スクーンの石は、ロンドンを中核とした連合王国の持続を理念とする側からすれば統合の象徴であり、逆にスコットランド住民の手による自治を理念として掲げる側にしてみれば独立の象徴であった。それぞれの立場にはそれぞれの自己実現をめぐる物語がある。なぜ統合あるいは独立を求めねばならないのか。この問いかけは、自らという人格がどこから来て、どこへ向かおうとしているのかという根源的な問いにやがて帰着する。人はヒト種の中の一単位と同定されることから充足を得られない。ゆえに、記憶に(意識的であれ無意識的であれ)創作を加えつつ、自らに特定の役を割り当てたささやかな歴史物語を紡ぐ。それは、公共空間としての物語を他の役者と共同で綴る一存在にかけがえのない意義を付与する行為であり、普遍性ではなく特殊性に、無差別かつ無限に繰り返される生ではなく独特で一回かぎりのそれに執着する営みである。相対的に短い一生を送る個人であれ、ある地域において幾世代にもわたり連綿と生をつないでいく人々の集団であれ、公共空間において自らの果たすべき役割とは何であり、つまるところ自らとは何者なのかという問いへの答えを探し求め続けている。すでに旧約聖書に言及が見られるという「運命の石」のその後の遍歴を、苦難に満ちたスコットランド独立の歩みに投影する立場もあれば、十字軍時代のイングランド王が命じた役割を、そのすべてではないにしろ石に期待し続けようとする立場もあるだろう。どちらか一方の物語によって他方を完全に代替することは不可能であり、それを試みようとするれば究極理念同士の泥沼の闘争に陥ることは避けられない。それは破壊しか帰結しない。ゆえに歴史研究は、これらの物語がいかなる意図のもとにいかなる手段によって形成されたかを明らかにする作業を通じて、それぞれの物語が抱えている限界をそれぞれの語り手に提示しようとする。物語の神話としての性格を弱めることを通じて、むしろそれぞれの物語の共存を可能にしようとするのである。したがって歴史研究の役割は、カタストロフィを回避

するために歴史解釈の多様性をそれ自体として担保し続けることにあると言ってよい。

冒頭で引いた「ある歴史家」とはブキャナン (George Buchanan, 1506-82) のことだが、本稿では、スコットランド人としての立場から同国史を物語ったこのブキャナンに少なからず依拠しつつも、自身はイングランド人として両国の関係史を綴ったデフォー (Daniel Defoe, c.1660-1731) に焦点を当て、彼がブキャナンをはじめとする他の歴史の語り手たちとどのように向き合いながら自らの歴史叙述を構成したかを検討したい。対象とするのはデフォー著『大ブリテン合邦史』*The History of the Union of Great Britain* (1709年) であり、以下では、同書中の最初の論説「ブリテン諸連合史」*A General History of Unions in Britain* を訳出したうえで訳注と解題を付すこととする。先に記した1707年の「合邦」の際、著述家ないしジャーナリストとして声望のあったデフォーはイングランド政権の諜報員の立場でスコットランドに赴き、合邦推進の論陣を張った (詳しくは拙著2012参照)。この合邦によってアープロース宣言に謳われた独立王国は消えたわけであるが、それからおよそ3世紀後に展開されている運動は、デフォーが進めようとした過程を逆向きに進めつつあること、すでに見た通りである。彼の「ブリテン諸連合史」は、1707年合邦以前に試みられたものの実現をみなかったイングランド・スコットランド間の合邦ないし連合の歴史であり、まずエドワード1世時代のそれが取り上げられている。紙幅の都合から、以下では論説を前半と後半に分ける。解題は後半を訳出したのちに掲げることとしたい。

II デフォー「ブリテン諸連合史」(前半)

凡例

- ①底本には D. W. Hayton 編の Pickering and Chatto 版 (2002年) を用いた。
- ②底本に付された編注は訳出していないが、訳注を設けるにあたり適宜参照した。
- ③訳注の中で文献を引用する際、邦訳があるものについては、必要に応じて訳文に手を加えさせていただいたうえで引用した。

ブリテン諸連合史

合邦という、この素晴らしい措置の全構造を明確に理解するためには、合邦のまさしく原点について読者に知らせること、そして、合邦というこの力強い措置が成立するもとなった源泉がどこに見出されるかを探究することが必要である。

もちろんこのことは歴史の大々的な遡及へとわれわれを誘うことになるだろうが、しかしそれとともに次のような利点を生じさせることにもなるだろう。すなわち、踏みしめられた

足跡のすべてを目にすることができるし、摂理がいかにしていればその御手を通じて国民を導いたか、そしていかにして国民相互にふりかかる災厄をほのめかすことを通じて彼らがこの合邦条約を求めるように促したかについて、知ることができる。合邦条約は、国家という船が安全に停泊可能な、ただ1つの港のようなものなのである。

この世における数々の事件、そして過去数年の期間にブリテン島が経験した様々な転変のうちの一連の摂理の働きを看取することを好む人々にとっては特に、こうした考察は無価値とはならないだろう。それらの事件のすべてがこの合邦という偉大な出来事に向けた直接の流れの中にあったのだが、そのことは、それぞれの時期における当事者にも観察者にもまったく見通されていなかった。

両国民の反目の数々について述べるには多くの手間を要するとはいえ、それらの古さや起源は、それらの本性や諸情況ほどの注目には値しない。

境遇に関して多くの類似性を持つ両国民が、互いに対する宿怨や嫌悪をこれほどにまで抱いたことは、かつて一度もなかった。

これらの人々は双方ともに、世界で最も富み、最も美しく、そして最も人口稠密な島の住民である。しばしば繰り返された両国民同士の侵略や、自らの種族を彼らのうちに残して去った同一の外国民たちを通じて、彼らの血統は子孫を同じくする1つのものとなり、同一の様式に従って暮らす住民と化したのだと述べても、ほとんど外れはない。

仮にもし、スコットランド北部ならびに北西部はアイルランド系であり、アイルランド人系ないしはスコットランドという名の由来であるところの古代スコティ [スコット人] 系の姓、習俗、言語を保持しているとする反論がなされれば、スコットランド北部のハイランド人や島嶼に暮らすアイルランド人がそれらを保持しているのと同じくらい明白に、イングランドもまたウェールズやコーンウォールやウェストモアランドにおいて古代ブリトン人系の姓、習俗、言語を保持していると返答できるだろう。

だが、スコットランド南部を取り上げてみるなら、テイと呼ばれる方面の住民はかなり古くから居住しているとはいうものの、まずはローマ人系移民の、その後はデーン人の、そして一部はサクソン人の生き残りであることが認められるに違いない。これらに混じっているピクト人こそが古来の住民だと考えられる。

イングランドのほうが混血の度合いが大きいというのは本当で、その理由は明白である。イングランドの富は強大であり、土壌は豊かであり、何よりも商業が成長しているため、いっそう多くの諸民族が定住を求めてやって来たし、世界各地から多数の人民が流入を続けてきたのである。そうした人々の血統がイングランド最古の家系と混合されたことで、家系の古さをめぐってのいわゆる民族性は破壊され尽くしたため、イングランド人はそうした古さにこだわりを持っていない¹⁾。

ところがスコットランドでは、血統の混交を大いに被りながらも古来の家系は保存されてきたように思われ、外民族はスコットランドの住民数をただ増大させてただけだったように思われるのである。

それにもかかわらず、両国民の起源における血縁の近さは、連携への傾向性とお互いへの親しみの情を引き起こすに十分である。したがって、何らかの幸運な偶発事件が起きれば、平穏期と好都合な情勢危機すなわち趨勢の転機が一拳にもたらされて両国民が揺るぎない友人同士になり、彼らの勝利の武器が1つに合わさって周辺隣国に脅威を与えるだろう、と考える者もいたことであろう。

しかし血中を駆けめぐったのは怨恨のほうだったのであり、両国民の憎悪は始原からのもの、創生時から受け継がれてきた、まさしく両国民とともに誕生した反感の一種であるかのようにさえ見えた。きわめて有害な病と同様、それは土台ごと引き抜くことによってしか取り除けないほどにまでしぶとく根を張り、われわれを長く脅かし続けた。

この一件について追究しながら私が跡づけるつもり歴史は、合邦それ自体の物語以上に雄弁なわけではない。合邦条約やスコットランド議会に向けて、あらゆる推論や本性や利益に反してなされた奇妙な抗議、合邦条約のおかげでいまでは幸せな人々の中にこそ見られた条約への嫌悪。いかなる変動の中でそうした邪悪な考えは放逐されたのか、その際にはいかなる苦心が払われたのか、そして貧困がいかに人々を奴隷化し、近づきつつある自由に反対する戦いを行わせ、解放の闘士を侮らせ、普遍平和の恩恵を筆舌に尽くしがたい不安と一緒に受け取らせたのか。これらは、他の面の数々について見れば両国民の境遇は似通っていたにもかかわらず、人々の心に原初から嫌悪が植えつけられていたことの、永遠の証言になると言ってもよい。

ここでは、ローマ時代のスコット人・ピクト人とブリトン人とのあいだの戦争にまで、そしてその後のローマ帝国衰退の中でブリトン人がスコット人の猛威に対して自らを支えるためにサクソン人を呼び寄せたことが彼らにとって致命的となった様相にまで、歴史をさかのぼるつもりはない。ローマ時代に建てられた著名なピクトの壁の遺構は今日でも目にするができるが、それは、計り知れないほど昔から両王国のあいだで争乱、戦争、略奪が行われてきたことの悲しき証拠である²⁾。

上記の期間を通じて、そしてその後続いた数時代を通じて、両国民のあいだに平和と言えるようなものへと向かう流れが存在したようには思えないが、どちらかの側が好都合と見なした場合にかぎって和平交渉は行われた。それは戦争の再開をめぐる一種の公式決定をまず伴うものでしかなかったけれども。思うに、歴史はわれわれに、両国民のあいだでこれまでに結ばれた断固決然たる講和の説明を1つも与えてはくれないようである。たいていは1年か2年か3年を年限とする短い休戦があったくらいのことで、年限が切れれば、当

然のごとく戦争が再来するとされていたのである。

そうした戦争は、他の諸国民のあいだの戦争に見られるような深慮や節度や諸々の名誉とともに遂行されたわけではなく、おぞましく好戦的な二国民から予想されるありとあらゆるものを伴っていた。つまり、極限まで刺激された状態でぶつかり合い、本書でこうして注目を注がれることになったわけである。この不幸な戦争は略奪と流血に過ぎず、いずれかの側への侵攻は決まって放火と殺戮をもたらし、土地は焼かれ荒らされ放棄され、そのうえ軍隊は逆上と絶望の中で戦ったことから、旧東ローマ帝国についてわれわれが聞かされているもの以降では、戦闘でこれほどにまで多くの命を奪った国民というのはこれまでのところ他に例がないほどである。土地および人民の規模にまで立ち入るとすれば、いずれの側についても例外なく、一方につき喪失6万、3万、2万、1万5千というのがしばしば見られた数であったし、それは、歴史がこの悲惨な二国民のあいだの戦争に関して明らかにしているものであって、決して稀な数ではなく、むしろ幾度となく繰り返された数、しかもそのうちのいくらかはごく最近の数なのである。

両国民の古来の確執について、さらに叙述を続けることは慎みたい。郷土に対する共通の思いだけを抱いている者にとって、それは憂鬱な回顧でしかないからである。この思いは目下の主題を明るく照らし出すのに役立つだろうし、われわれが現在享受しているところの、そして後代にとってはいっそう大きな価値を持つことであろう平和を築き上げるのに寄与するだろう。

両国連携について説き起こすに当たっては、イングランド王エドワード1世から始めるべきであるように思われるが、それは初めの一步を誤ったために次のような経過をたどった。すなわち、勝利続きの王者がブリテン全島を手中に収めてしまったのである。スコットランドの奥深くオークニ諸島まで突入し、ウェールズのありとあらゆる山々を越え、ブリトン人の小諸侯をことごとく征圧したエドワードは、自らブリテン王を名乗ろうとした。

しかし、この島にとっていっそう望ましい事柄を摂理が用意してくれていた。エドワードが征服を基盤にして企てた帝国は立ち上げを前にして頓挫し、数々の勝利は柔弱でぜいたく好きな息子のせいで破綻した。隣国から王冠をもぎ取ったエドワードではあったが、彼は、正義のもとに据え直した王冠を後代に伝えることになった。臣民を抑圧することに命を費やす無思慮な若き暴君たる息子の頭上から、それは取り去られたからである。

2つの王国を連合させるための最初の企画が提起されたのは、これらの国王たちの治世であった。この最も早い時期の試みが実を結ばなかったのは明らかだが、世間にこの合邦計画の大略を示しておくことは、読者に情報を提供するという目下の目的に照らして非常に有益である。またそれは、この最初の計画が1286年のものである以上、合邦はあらゆる時代を通じて両国民の意見として存在してきたこと、そして合邦はすべてに通じる普遍の善に資す

るはずであることを、新奇さを理由に現在の合邦に反対し続けている紳士連に分からせるのにも、たいへん役立つのである。ブキャナン英訳 245 頁を見よ³⁾。

スコットランド王ロバート・ブルース、歴代スコットランド諸王の中で疑いなく最も偉大な王の 1 人に他ならなかった彼は、後継者を教え導く指示をいくつか残したが、その 1 つにイングランド人とは決して永続的親交を結んではならないとする公式の命令が存在したことも確かである。ブキャナン第 8 編 86 頁⁴⁾。

しかし、そうした事柄が合邦すなわち二国民の合同を害することになるわけではない。かの君主ロバートが論じている長期休戦に関して言えば、スコットランド人は武器の不使用を通じてその扱いに不向きとなることは明らかだから、そのことによってイングランド人にいっそう打ち負かされやすくなったことであろう。イングランド人は対外戦争を通じてつねに活発かつ精力的であり続けており、武器の使用には長けていたはずだからである。現在の二国民に武器で争う理由など存在しないことは、論をまたない。

来たるべき時代がどのようなかたちで知られることになるかを見通すことがロバート王に可能だったなら、後継者の将来に関して彼を思慮深くしたところの、その故国への配慮とまさに同一の動因が、同一の理屈にしたがって、両王国を 1 つの合同体へと結びつけることに彼の精力を傾けさせていたはずである。そのような試みについての展望がわずかでも彼にあったなら、それは実行に移されていたことだろう。事物の本性からして、つまり両王国を結びつけることがロバート王の利益一般と一致していたということからして、そうだったはずであるし、彼の後継者たちの時代におそらく絶好の機会が訪れた際、合邦は検討されるにとどまらず精励のかぎり尽くしてしかるべきところまで追求されたとする記録から見ても、そうだったはずなのである。

ロバート王の治世における数々の戦争の状態と、その少し前の状態にまで、話をさかのぼらせよう。

この時代の戦史を読むことのできる者ならみな、スコットランドはこれほどまでにひどい喪失にどうやって耐え抜くことができたのかを不思議に思うことだろう。エドワード 1 世との戦闘だけで 20 万人以上のスコットランド人が殺されたと見積もられており、これに、他のあらゆる破壊の数々や、征服者による 5 度の侵攻を、それぞれ加えねばならないのである。

にもかかわらず軛をふるい落した彼らの気力はいったいどれほどのものだったか、そして彼つまりエドワード 1 世の死に際に新造の軍隊を整えて臨んだのは、いったいどうしたことだったか。そのわずか 2 年後、今度はバノックバーンでイングランド人 10 万の先頭にいる彼の息子エドワード 2 世に戦いを挑んでこれを打ち負かし、ブリテンで空前規模の殺戮を行って戦場の外へと追いやったのも、彼らである。歴史家たちが言うように、ウィリアム

征服王とハロルド王の戦闘でも、イングランド側の死者は6万人であった。

かくして征服による両国民の合邦は終わりを告げ、スコットランドは自由を回復した。イングランドにとって、この実験はきわめて高くついたことになる。

だが、この時期から筆を起したのは以上の理由からというわけではない。合邦の恩恵を初めて意識し始めたのが当時の人々であるがゆえに、この当時の偉大さを認めないわけにはいかないから、そして、この内容豊かな物語の起点となる唯一の時点がそこに存在することに間違いはないからである。

スコットランド王アレグザンダー3世は、この世における王位の浮沈とその不安定性の最も顕著な例の1つであった。2人の妻と健康な子孫がいるところから、およそ3年のうちにまず妻を、続いて子を、ついには自らの命を失うところまでいって、スコットランドの王冠はいわば絶望の淵に投げ込まれてしまった⁵⁾。

イングランド王ヘンリ3世が倒れたのち、アレグザンダーとその妃は、エドワード1世に祝辞を述べて彼の戴冠式に列席するためにイングランドへと旅した。相当の議論を呼ぶ臣従礼の問題に関してここでは何も論じないままにしておこう。当面の目的にそぐわないばかりか、臣従礼がこの旅の本務ではまったくなかったようにさえ思われるからである。仮に臣従礼が本務だったなら王妃が同行する必要などまったくなかったわけであり、史料を読むかぎりにおいてそれは単なる祝賀訪問だった。つまり、非常に勢威をふるったイングランド宮廷の華美壯麗さを目にするための興味本位の旅行でしかなかったようなのである。

スコットランドにとって、そして王家にとって致命的となったのは、この旅行で王妃が病に倒れ、まもなく世を去ったことであった。それから数か月のうちに、王妃に続いて彼女の2人の息子、デイヴィッドとアレグザンダーが亡くなったが、後者はフランドル伯ボードゥアンの娘と結婚したばかりであった。

それだけではなかった。災いが一度で済むことはめったにない。ノルウェー王に嫁いでいた国王アレグザンダーの一人娘マーガレットが同年に亡くなった。あとには同じくマーガレットという名の娘だけが残された。ここからは彼女の話しよう。

子を亡くし妻を亡くした王は、彼の家族を襲ったこの立て続けの死の衝撃に驚愕したが、壮年にあった王は自らの家族を立て直すために妃を娶ることを決意し、ノルマンディのドリュエ伯の娘ヨランドと結婚する。

しかし天はスコットランドにさらなる審判を下した。この結婚が子どもを授かる前に、王自身が馬から落ちると同時に自らの王国からも転げ落ちてしまった。というのも、王はエディンバラの向かい、湾の北側にあるファイフ州の小さな街キングホーンかその周辺で落馬した際に、首の骨を折ってしまったからであった。

王冠を受け継ぐ者は今や、前述したスコットランド王アレグザンダー3世の一人娘マー

ガレットの子、ノルウェー王ハンゴナスの娘ただ1人を残すのみとなった⁶⁾。

当歴史を記す中で私がつねづね心がけている主張の最初の実例が、ここに見受けられる。合邦が互恵に資するものであること、私利や、党派の力や、宮廷陰謀や、両国の敵、これらが勢いづいて幸福を妨げないかぎりは一国民たる両国民は合邦に反対などしないこと。このことに両国民が一致して同意を与えるとするもの以外、両王国の連合をめぐる理性的展望は1つとして現れたことがないというのが、私の主張である。

アレグザンダーは1285年に子のないまま逝去した。ブキャナン『スコットランド史』第7編71頁を見られたい⁷⁾。したたかで抜け目のない君主だったイングランド王エドワード1世は実力でスコットランドを操ることができる状況に置かれていると考え、のちの目からすれば悲惨なのだが、その当時には好ましかった展望を前途に抱いて、ただちに計画に取りかかった。仮に摂理がこの計画に効力を発揮させていたなら、それは以後の両王国間の平和を保障していたことだろうし、まさしくこの時代に始まり、以後の時代においても繰り返されたところの、おぞましい血のほとぼしりを防いでいたことだろう。

この計画こそが合邦であった。王には息子のエドワード、つまりイングランド王位の継承者がいたが、このエドワードはのちに、歴代のイングランド統治者の中で最も不運な君主として知られることになった。

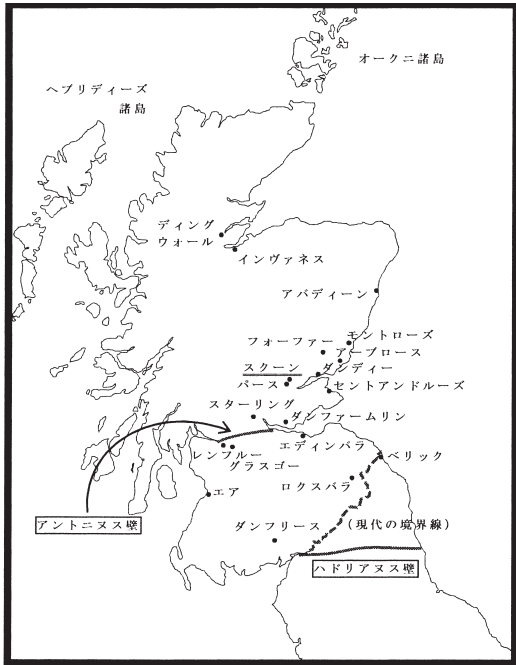
スコットランドの王位継承者はただ1人しか、つまりアレグザンダー3世の孫であり、ノルウェー王に嫁いだ彼の娘マーガレットの子であるところのノルウェーのマーガレットしかいなかった。国王と顧問団の脳裡にすぐさま浮かんだのは、エドワードの息子とノルウェーの乙女の公称をもつ年少の貴婦人マーガレットとの結婚が、必ずや2つの王冠を彼の子孫に譲り渡し、ただちに両王国の平和を打ち立てるだろうということであった。

上述のように、このマーガレットは、アレグザンダー王の唯一の娘で、かつエドワード王の妹の子であるマーガレットの娘だったから、血縁はさほど遠くなかった。それゆえ、教皇からの特免は必ず得るべきものと考えられていたし、すぐにそうなのである。

ブキャナンは『スコットランド史』第8編において、国王アレグザンダー逝去の際に新国王の創出について議論する諸身分会議がスクーンで開かれたとしている。ブキャナンの言葉は次のようなものである。「アレグザンダーと彼の血統が（彼の娘の子である孫娘を除いて）絶えていたので、新国王の選出とその間の王国事情の調整について議論する諸身分会議がスクーンで開催された」ブキャナンの第8編72頁。

実を言えば、ブキャナンの品格と権威を思うとき、どうして彼がこう述べたのかが不思議でならない。アレグザンダーの血統は彼の娘の子である孫を除けばすべて絶えていたとした同じ段落中で、新国王を創出するため諸身分が会合したと彼は言うが、孫が1人存在したのなら、諸身分会議が新国王を創り出すための会合をもったはずはないからである。

諸身分会議の務めは新しい国王を創り出すことではなく、年少の女王が不在のあいだ、つまり女王がノルウェーからやって来るだろうそのときまで、彼らの手で王国の統治を安定させ、公共の安寧を保障することであったように思われる。以上が彼らの務めであったことは、ブキャナン本人による言及からも明らかである。というのも、先に引いたのと同じ段落中で彼は、貴族の大半が上述の会議に集まった折、もろもろの事案をまとめる代理権者を会の冒頭で任命したと述べているからである。「貴族の大半が参集した場で、目下の諸事案をまとめる6名の代理権者をまずは任命した」ブキャナン第8編72頁。目下の、というのは、女王が到着するときまでの、という意味である。



王の即位式が行われたスコーン村と
中世スコットランドの主要自治都市

イングランド王エドワード1世は女王を彼の息子の妻にしたいと考え、代理権者との交渉に当たる特使たちをこの会合に派遣したと、ブキャナンは言う。

この出来事の歴史的側面、つまり、両国の貴族と諸侯と人民が、その当時、自らが取り組んでいる事柄に認めていた意義や、それについて抱いていた意図や見解や思想といったものは、本書がいま目指しているところからすればそれほど重要ではないが、そうした側面からは次のような点が明らかになるだろう。

第1に、諸地方の完全な合併、そして商業と国制のみならず利害と感情の合同が、これほど現在から隔たった時代においても、両国の平和と幸福を確かなものとする唯一の手段として企図されていたこと。

第2に、この出来事は、上記の合同を目指すうえで空前の、あるいは空前になるはずの最良の機会であったこと。そしてそれを妨げることができたのは、よりいっそう好ましい時代が訪れるときまで、そしていっそう好ましい最終手段が得られるときまで、その機会を保存しておこうとした摂理の直接の手だけにすぎなかったこと。

よってブキャナンは、この出来事について次のように述べている。Hi, cum in Conventu

publico Multa de Utilitate publica, quæ hoc Matrimonium esset secutura, Disseruissent, Scotorum animos ab ea Affinitate non alienos Invenerunt. Erat enim Edwardus Vir Magni animi, Magnæque Potentiæ: Majoris etiam Cupidus: Ejusque virtus, Patre Vivo, in Bello Sacro, & Mortuo, in subigenda Vallia, Enituerat. Neque Scotorum nomen unquam Anglo Conjunctius fuisse, Meminerant; quam sub postremis Regibus, nec Odia vetusta, unquam Commodius aboleri posse videbantur, quam si uterque populus honestis & æquis Conditionibus, in unum Coiret. ブキャナン『スコットランド史』第8編72頁。彼の懇切丁寧な翻訳者はこれを次のような英語に改めた。

「会において特使らは、この結婚を通じて両王国にもたらされる見込みのある公の便益について多くを語り、スコットランド人がそれに反対していないのを悟った。というのは、エドワードが剛勇と支配力に長けた人物で、しかもその力をさらに増大させていたからである。エドワードの勇猛さは、父王生前の聖戦そして父王没後のウェールズ征圧で大いに発揮された。彼に先立つ国王たちのもとで、これほどの親愛の情がスコットランド人とイングランド人のあいだに交わされたことはなかった。実際、古来の憎悪を消し去るのに、正当かつ対等な関係に立った両国民が1つに連合するという以上にふさわしい道はないように思われたのである。」

いま手もとに、今日実現した合邦に関して女王がスコットランド議会に宛てた最近の書簡の実物がある。これだけを読むと人々は不幸なことに自身の幸福に対して盲目だったように思われるが、大昔の人々は合邦が相互の利益になることを知っていたのである。

諸身分会議の席で、特使らは貴族たちと、両王国にもたらされるであろう公益について語り合った。

それはすなわち、両王国に共通する利益のためになるような合邦をいかに実現するかをめぐる、相互の約定や規定の数々、簡潔に言えば条約の議論に他ならない。

そしてこの議論は両王国間にあまねく広がる親愛の情を伴って行われ、双方のためになるようにと双方の紳士は互いに礼節を尽くしたのである。そこからわれわれが読み取るのは、嫉妬でも偏見でも根深い反感でもない。正当かつ対等な関係に立つ両国民の連合以上に古来の嫌悪の根絶と廃絶に寄与するものは存在しないということを、公共善が双方の人々に確信させたことである。

この連合をめぐる諸規約に少しばかり立ち入ってみても、本書の目的からそれほど外れはしない。歴史書はこの件についてまったく沈黙しているが、本書ではあらゆる事柄を徹底的に調査すると以前に約束した以上、ロンドン塔に残されている記録の中からこの合邦ないし連合についての古い証書を見つけてきた。これを大きく印刷したものは本書の付録に収め、

文書第1号と名づけている⁸⁾。

まず初めに、これほどの時間的な隔たりにもかかわらず、この種の事柄が人民の自由ならびに善に対する適切な注意や配慮を現在と同程度に伴って処理されたことに、世人は満足を感じるだろう。そしてまた、いくつかの段階を踏んだとはいえ合邦条約が国民を対象にした法であって特定人を対象にした法ではなかったこと、つまり国王エドワードの支配力に気圧された少数者に関わる法ではなかったことには、とりわけ留意しておく必要があるだろう。というのも、このかたちこそが現行の合邦条約の、そして現行のもの以前に現れたあらゆる合邦条約のまさしく原型に他ならないからである。それは、偽りのない思いで普遍的効用を求める両国民がそろって実現を企図して真剣に着手した条約であり、それ以後に手をつけられた諸条約すべてについて語りうることに以上で雄弁である。

諸身分会議に対応するための特使を派遣したのちに国王が踏んだ最初の階梯は、教皇からの特免を得ることであったように思われる。女王と若き王子は婚約の手前であった。教会の許しがなければこの種の事柄が前に進まなかったということは世の君主たちがローマの圧制に服属していたということであって、そうであるからこそ次のようなことが見られた。

あらゆる時代の教皇がそうしてきたように、この当時の教皇も好機を生かそうとした。この機会をとらえて、未払いの年金1000マークを国王に要求したのである。それは、ジョン王が教皇庁に対して支払いを認めたものの、エドワード王が5年間未払いのままにしておいたものだった⁹⁾。

このような場合に現金が持つ影響力を熟知していた国王は、ただちに教皇の要求に応じ、金の支払い状を発行した。

出納官に対する命令書の実物の写しは非常に短く、収録するのも悪くないと考えたので、文書第8号と銘打って本書の付録に収めた。好奇心をそそられるものを読むのは実に楽しいことだと思う。

この金を支払ったエドワード王の目的は、明らかに、特免状を迅速に発行してもらうことだった。なぜなら王は、私が読んだかぎりでは、ジョン王のかつての年金ないし交付金を理由にした金の支払いをこれ以後二度と行わなかったし、彼の後継者たちも同様だったからである。

教皇聖下はこの5000マークの支払いにいたく感謝され、禁じられた親等ではあるが、スコットランド王位の女子相続人とエドワード王子の結婚を認めるとする特免状をただちに発送した¹⁰⁾。この特免状は、エドワード1世の治世17年目の開封勅許状簿に登録されており、本書付録の文書第2号として見ることができる。

エドワード王にとっての第2の階梯は特使と書簡をノルウェー王のもとに送ることである。かの貴婦人を息子エドワードの名で娶るため、王は特使の1人であるダラム主教に委

任状を与え、教皇から取得した特免を復唱させている。この書簡と委任状は文書第3号と名づけて付録に収めてある。

同時に王は、スコットランド王国の番人ないし守護者たちに書簡を送っている。そして彼らから受け取った返書に応じるかたちで、ノルウェー王にさらに書簡を送るのである。それらの書簡に含まれる諸規約や諸協約はみな、エドワード王がこの結婚を提案する際の拠り所としたものであった。両国の臣下を満足させるために王は規約や協約の数々を公にしたが、そこには、普遍の善への最大限の配慮と、書簡の1つに表明されているような誠実な言明を見出すことができる。それは、この結婚の目的が「神の栄光と王国の全共同体の平和」にあると謳ったものである。

これらの証拠文書は非常に重要で、本書中に一座を占めるに値するものだから、収集の順序にしたがって配置し、第4号、第5号、第6号、第7号としている。

これらだけではなかった。スコットランド王国宛ての勅許状ないし認可状を見出せるが、それは双方の特別委員たちによって起草され、王自身によって裁可されたものである。

要するにこれは両王国間の合邦条約に他ならない。双方相並んで、というよりは、とりわけスコットランドに向けられたものではあるが、この条約には国璽が押されたし、国王は条約を遵守する旨を誓約したのである。これに違反した場合、当時としては巨額の10万ポンド・スターリングの違約金がローマ教会に支払われ、聖地での戦争に費やされることになっていたし、王を破門したうえで王国全土を聖務停止令のもとに置くとする制裁も加えられることになっていた¹¹⁾。そうした制裁は、当時においては非常に深刻なものであった。

この条約文書もまた、その全体がロンドン塔の記録の中に見える。これはプリンの記録集の395、396、397頁に転載されており、本書の付録ないし記録集にも文書第9号として収録している¹²⁾。

別の条約文書も古フランス語で記録されているが、その中では、スコットランドの安全保障として、この結婚に際してスコットランドの城と砦をイングランドに明け渡すことが定められており、これも記録集の文書第10号として目にすることができる。

かくして合邦問題が420年以上前に片づいていたならば、それぞれの国に繁栄が訪れていたであろうことは疑いが無い。しかしながら、かくも偉大なる所業に天が難色を示し、このとき祝福が到来するのを両国民の原罪が妨げた。なぜなら、ノルウェーからスコットランドまでの荒々しい航海の途中、かの貴婦人はあまりの疲労に耐えられなくなったからである。かくしてその麗しき建造物は無に帰し、一瞬のうちに崩れ去ってしまったのであって、両国民のあいだに筆舌に尽くしがたい喪失感と落胆を生んだのである。

かの貴婦人は特別委員たちが到着する以前にノルウェーの地で亡くなったのだとブキャナンは言うが、わがイングランドの歴史家たち、特にここで私が依拠しているティレル氏は、

第3巻第9編6頁で、彼女はノルウェーとスコットランドのあいだの航海途上で亡くなったと明言している¹³⁾。

両王国にもたらされたこの失望の陰鬱な帰結がどのようなものであったかを、本書の読者は思い浮かべてほしい。失望をもたらした当のものがまさしく摂理の直接の手であったわけだから、それは天がこれまでにこの島に下した最も過酷な審判の1つであると述べたところで、狂信と非難されはしないだろうし、事態を誇張したことにもならないだろう。

私がこの点を強調するのは、現代史に関わりがあるからという以上に、彼らにはこの点を熟考する必要があるように思われるからである。彼らというのは、愛国者として振舞いながら、同時につい最近の条約による両国の合邦に激しく反対した人々のことである。

二王国の合邦という幸福な見通しの打破は奇妙な混乱の数々を伴っていたのであって、そうした混乱は二王国の現在の合邦状態の価値をより確かなものにするだけとはいえず、当時においては、一面での栄えある平和という明るい展望が他面における陰鬱な混乱という見通しのひどさを上回りはしなかったのである。この点は余談になるが、本書を先に進めるうえで然るべき接続が必要となるように思われるから、当時の歴史を短く要約するという脱線をあえて行いたい。約束するが、この余談は有益で愉快なものとなるようにするつもりだし、その当時、故国をめぐって何が行われたかを知ることが無駄な骨折りであるなど考える人はいないだろう。

この王女の死とともに王国間の合邦という発想自体も滅び去り、それぞれの集団は、国民的で普遍的な便益を保持するのにふさわしい事柄は何かを顧みることもなく、各々で別々の利害を検討し始めた。

スコットランドの務めは、いかにして王位を落ち着け、誰に王を名乗らせるかにあった。スクーンに召集された諸身分会議が任命した王国の後見人ないし番人たちは、ブキャナンによれば、ファイフ伯ダンカン・マクダフ、パハン伯ジョン・カミン、セントアンドルーズ大司教ウィリアム・フレイザー、グラスゴー司教ロバート、別のジョン・カミン、そしてジョン・ステュアートなる人物であった¹⁴⁾。

王位の主な要求者はジョン・ベイリアルとロバート・ブルースであり、彼らの出自および要求の根拠についてはブキャナン『スコットランド史』第8編に詳しく見ることができる。彼らは遠縁で、いずれの継承権もすこぶる平等に根拠づけられているばかりか、貴族間における利害関係さえ対等であり、どちらも非常に強力であったため、これらの要求が血塗られた争いを即座に引き起こすことが大いに懸念された¹⁵⁾。

イングランド王は、すでに述べた通り、両王国を1つに結びつけることでこれらに永続的な平和をもたらすという望みを失い、普遍の善をもはや考慮しなくなっていた。

だが、久しく一致を見ていない両国の立場をそれぞれ考慮した彼は、まずスコットランド

をイングランドに従属させることを考え抜いた。それは、スコットランドをイングランドの従者としてしまいさえすれば、かの国が彼と袂を分かつことなど不可能になるからだった。また、スコットランド人が彼を傷つけられないようにするために彼らを分断することも、彼エドワードは考えた。

この2つの目論見はどちらも現下の事情に適合するように思われた。というのは、すでに記したように、スコットランドの貴族たちはバイリアルとブルースそれぞれの利害関係によって等しく分断されていたため、彼らにはどの道を探るべきか分からず、戦乱とそれによる故国の荒廃を避けようとしてイングランド王の仲裁に頼ることを決議したからである。

これこそ、当時の二国民のあいだに存在していた和合と協調の十全たる証であって、そのような企図は成功させるにふさわしいと天が考えてさえいけば、合邦にとってこのときがいかに好都合な時機だったかは誰の目にも明らかであろう。イングランド王はスコットランドの無私の友、すなわち自ら進んでスコットランドの善に関心を持つ人物と見なされていたのであり、だからこそ彼らスコットランド人は、自らの国にとって最高度に重大な事柄の決定をすべてイングランド王の裁決に委ねたのである。

だが、当時の歴史によって語られることが信じるに足るものとするなら、かの王がスコットランド人に匹敵する誠実さを抱きつつ振舞ったなどと述べることはできない。政略好きの君主であり、眼前の事柄の結果を長い目で見ようとする彼は、この件を処理するに当たって上述の2点につねに目を向け続け、スコットランドの善より、あるいは要求の正当性より、むしろ彼自身の利害のほうに配慮しようと心に決めていたからである。彼は2人の国王候補の性癖を探り、そうすることで王国を彼的手中に収めて、彼の施策に従わせようと決めたのである。

かくして彼は、まず貴族たちと交渉してベリックでの会合を約し、続いて競争者たちに、彼の裁定を完全に遵奉する旨の誓約を求めた。さらに彼は、この問題の協議体として、それぞれの国の貴族の中から一定数を、ティレル氏によれば一方は12名、他方は40名を選び出すように命じ、そして彼らに、自らの良心にしたがって正当かつ誠実に助言し、判断し、決定すると誓約するよう要求している。

これらは、彼の真の企図を覆い隠すための、政略的な見せかけであった。その反面で彼は競争者の2人に対してひそかに探りを入れ、自らの要求を飲みそうなのはどちらの人物か、それを見極めようとしていたからである。

公の討論もとうとう終わりに近づくと、バイリアルの継承権が24名から最良と認められ、ブルースが継承権を失うことがはっきりしてきた。いまがつけ入る好機と考えた王は、ブルースに対して次のような提案が行われるように仕向けた。すなわち、彼ブルースが王位を逃すのは明白だが、仮に自身とその王位をイングランド王に服従させるつもりがあるなら、

彼はただちにスコットランド王として宣告されることになるというものである。

誰がどう見てもこれは政略に違いない。だが、どんな狡智も誠実な者の前では敗れ去る。ブルースのような誉れある人物は提案を軽蔑するとともに拒絶し、提案者たちに向かって、故国の隷従と引き換えにしてまで王冠を受けたくはないと述べた。

ベイリアルの場合、継承権ではまさっていたが道義では劣っており、あさましい諸条件を受け入れて王位を手にし、イングランド王に対して忠誠を誓ったのであって、彼と利害関係を同じくするすべての貴族もそれにならっている。

この点の説明に関して、歴史家たちは見解の一致をみていない。ティレル氏は第3巻第9編の70、71、72頁で一連の出来事の流れを非常に詳しく物語っておきながら、この点にはまったく注意を払っていないのだが¹⁶⁾、別の歴史家、特にブキャナン第8編の24頁などには明朗に書かれている¹⁷⁾。私は著述家たちを典拠にしてこの点を事実と見なすが、読者には自らが事実にならっていると考えるかぎりにおいて私の立論を信用してほしいので、全面的に依拠しないようにしてもらいたい。

自らの野心を満たすため不誠実の軛にいやしくも屈した彼ベイリアルは、名誉の条目を遵守して正義が彼に継承権を付与するよう求めるよりも、自ら取り決めた条件を破棄するほうへと傾きがちであった。それゆえ、イングランド人が服従を理由に初めて彼を侮辱した際、かの軛を払いのけて服従を絶つにいたったのである。この一件について手短かに述べれば、次の通りになる。

ファイフ伯マクダフは、彼の兄の殺害をめぐるアバネシー家との訴訟において、王が殺害者らのほうに肩入れしたせいで不当に扱われたと思い込み、ベイリアルに反抗してイングランド王のもとへ訴え出た。申し立てが聴取された際、ベイリアルはイングランド宮廷に滞在中で、申し開きのために彼の名が呼ばれたときには臨席していた。代理人に答弁させるか、いまで言うところの顧問に聴き取らせようとするが却下され、彼は壇上から降りざるをえなくなった。そして罪人同然に裁きの場に立ち、自ら抗弁を行った。

かくして服従は終わり、彼の胸は憤りに満ちた。以後の彼は復讐以外のことを考えなかった。その機会はほどなく彼の脳裡に浮かんだ。というのは、イングランドとフランスの戦争が勃発し、両者がスコットランドに助力を求めてきたからである。スコットランドの諸身分は、不運にも、フランスを助けることに決めてしまった¹⁸⁾。

こうして、両国民のあいだの良好な雰囲気は一挙にことごとく消え失せた。そしてこの島が体験した中で最も血なまぐさい戦争が始まったのである。

ベイリアルは不当なやり方で手に入れたイングランドへの従属を正式な外交使節を通じて解消し、同時に友好関係も放棄した。そのお返しに、エドワードは海と陸から猛然とスコットランドに侵攻した。

短い中断を除けばイングランド王エドワード3代の治世全体にわたって両国が体験した戦争ないしは戦闘、略奪、放火、流血の歴史にここで入り込むことは、私の企図するところではまったくなく、目的でもない。そうしたことの顛末はそれ自体で大冊を形づくるだろう。私がこうした事柄に触れる真の理由は、この物語をさらに進めていく中で明るみに出る。端的に述べておけば次の通りである。すなわち、これら2つの不幸な国はお互いにとっての両極端であり続けたこと、最高度に親密な連合か、さもなければ最高度に破壊的な戦争だけが彼らの共存の姿たりうるということ、こうしたことを私は本書の中で何度となく明らかにするつもりでいるということである。

先の決裂以降、両国間の戦争は尋常ならぬ激しさに達したが、エドワードがスコットランド人に対して勝利を収めたことがはっきりした。その結果は容易に想像がつくように、バイリアルは粉碎され、彼の軍勢は打倒され、スコットランドは隔々までイングランド人に侵された。

エドワードはブルースを味方につけ、バイリアルは虜囚となって王国を差し出した。その後有名なウォレスが立ち上がって、ひたすら国の自由のために戦争を続行し、幾度かの遭遇戦でイングランド人を打ち倒して摂政に就いた。だがフォールカークの大戦で再びエドワードとブルースに打ち倒され、スコットランドは完全にエドワードに服従する。ところがエドワードが暴政を布いたため、バイリアルに反対して彼エドワードの側についていた当のスコットランド人たちまでもが自由を取り戻そうと共謀することになり、カミンなる人物は王となるはずだったかのブルースの息子であるロバート・ブルースと盟約を結ぶ。これらの者は以前には敵同士だったが、自らの故国を解放するために団結するのである。しかしながら、ブルースを裏切ろうと画策したカミンは、ダンフリースのままに教会の中でブルース本人の手にかかり殺害されてしまう¹⁹⁾。

こののち、ブルースはいかにしてこの王国をイングランド人に対する服従から解き放ったか。いかに頻繁に彼はエドワードに打ち倒されたことか。そして幾度も王国の山間や秘境に身を隠すことを余儀なくされ、ときにはそれがあまりの長期に及んだために彼はもはやこの世の者ではないとさえ見なされたのである。だが最後には、数えきれないほどの挑戦、疲れを知らない骨折り、不屈の勇気を通じて彼は運勢を挽回し、故国の外へとイングランド人を追い立て、スターリング近郊バノックバーンでのすさまじい殺戮をもって彼らを叩きのめした。そしてかの時代のイングランドが擁したところの、世界で最も強力な諸侯たちとの戦争に明け暮れた24年の治世を経て、自らの故国がイングランド人の手中から解放されたとき、彼は安らぎの中で息を引き取った。本書で物語るには長大にすぎる事柄であろう。

徴用された軍勢や行われた戦闘に関する、利用できるかぎりでの最良の推定によれば、両国の60万もの人間がこの戦争で死んだ。すべては、あと一步のところでも無残にも失われた、

あの幸福な合邦を欠いたためである。かの紳士連（両国民のいずれかの側が合邦を破棄することを公然と望んでいた人々）にとって、この点は格好の姿見である。仮に彼らの企てが成功していれば、彼らの子孫がいったいどんな理由で彼らに感謝を捧げることになっていたか、その様を彼らは目にすることになるからである。

最近の合邦条約を破棄していたからといって戦争が必然的に起こったとはかぎらない、という反論がなされるなら、私は勝手ながらこう考えざるをえないし、また本書がそれを証明すると信じる。すなわち、最近の条約に反対しているかに見えた人々は、周知の通り、交易や世俗統治や王位継承をめぐる両国の現行体制の利害と両立不可能どころか、両王国が現在のように制度化されている以上はまったくもって実現不可能と言ってよい諸原理に則っているが、そうした人々の企てのせいで仮に条約が打ち砕かれていた場合には特に、条約破棄の不可避的帰結として戦争が生じていたに違いないのである。この続きは後段で述べる。

[後半につづく]

訳注

- 1) 世紀の変わり目に出版されて以来、続々と版を重ねて当代のベストセラーとなり、詩人としてのデフォーの名を一躍高めた『生粋のイングランド人』(1700 / 1701年)に、次のような一節(175～194行)がある(Defoe 2003, 90)。

初めローマ人がユリウス・カエサルとともに来たが
ローマ人の名のもとにあらゆる民族が含まれていた
ガリア人やギリシア人やロンバルド人 推定では
諸民族に付き従う者たち つまり奴隷たちもいた
ヘンギストはサクソン人と スウェインはデーン人と来たが
名声を求めていたわけではなく 略奪を求めていたのだった
スコット人やピクト人やアイルランド人はヒベルニア国の出身
それに加えウィリアム征服王がノルマン人を連れてやって来た

これらの者はみな野蛮な子孫を残した
もちろん人とはいえ軍勢の中のくずが
この地に先住していたブリトン人と混じり合った
ウェールズ人が人格を讃えた そのブリトン人と

こうして 二面性を持った野卑な人の群れが生まれた

うぬぼれが強くひねくれた存在の イングランド人が
 イングランド人の習俗や姓や言語や生活様式の数々
 それらすべての起源をこれらの諸民族が説明できる
 彼らの遺風はすこぶる持続し すこぶる強力で
 われわれの舌に 特殊な言い回しを植えつけた
 よってもって手早く調べるだけで確認できようぞ
 ローマ＝サクソン＝デーン＝ノルマン系の英語を

「ヘンギスト (Hengist)」はサクソン人の族長のこと (訳注 2 参照), 「スウェイン (Sueno / Sweyn)」はデンマーク王スヴェン 1 世 (侵略を経て 1013 年にイングランド王位に就いた) のことを指す。「ヒベルニア (Hibernia)」はアイルランドのローマ名。ちなみにイングランドのそれは「アルビオン (Albion)」であり, スコットランドのそれは「カレドニア (Caledonia)」である。ここでデフォーは, イングランド人とは外来諸民族の「習俗, 姓, 言語, 生活様式」を肌に関与させた混成体であり, 一部の人が誇らしげに掲げる「生粋のイングランド人」など幻想に過ぎない, と主張している。

- 2) ブリトン人がサクソン人を「呼び寄せた」ことが「致命的となった」というのは, 伝説上, 5 世紀半ば頃のブリトン人首長ウォルティゲルン (Vortigern) がスコット人やピクト人の襲来に際して大陸のサクソン人 (ジュート族長ヘンギストとホルサ Horsa の兄弟) に救援を要請し, その要請がサクソン人の大挙渡来とそれに続くブリトン人との長期にわたる内戦の発端になったとされていることを指す。「ピクトの壁」とは, 2 世紀前半にローマ皇帝ハドリアヌスとその後継者アントニヌス・ピウスによってスコットランドに築かれた, 長大な防壁のことだろう。南方への侵攻を繰り返し狙う北方のピクト人とそれをくい止めたローマ人とのあいだで, 壁の争奪戦が繰り返されたことはよく知られている。
- 3) スコットランド生まれの古典学者で, 若きスコットランド王ジェイムズ 6 世 (イングランド王ジェイムズ 1 世としては在位 1603-25) の家庭教師を務めたブキャナンの『スコットランド史』(1582 年) は, 最晩年における大著としてラテン語で書かれ, ジェイムズ王に献呈された。デフォーは名誉革命後の 1690 年に刊行された初の英訳 (*The History of Scotland*, edited by J. Fraser) をここで参照しているが, 本稿では, 1722 年に 2 巻本の体裁で刊行された英訳第 2 版 (*Buchanan's History of Scotland*, edited by W. Bond) を利用する。第 2 版の編者ボンド (William Bond, c.1675-1735) はかつてデフォーの著と目されていた『ダンカン・キャンベルの生涯と冒険』*The History of the Life and Adventures of Mr. Duncan Campbell* (1720 年) の真の著者と考えられ, 1715 年 1 月から 8 月にかけて『スペクテイター』誌の続編を発行したことで知られる。彼が「ラテン語原典に照らして訳を訂正し

た」と扉に記している第2版の内容は、実際には初版とほとんど同一である (Baine 1968, 178)。

- 4) ブキャナン『スコットランド史』(1583年エディンバラ刊)を指す。以後も同様。デフォーの蔵書目録には1643年版(エディンバラ/アムステルダム刊)のみ記載がある (Heidenreich 1970)。

ウォレス (William Wallace, d.1305) と並びスコットランド独立の英雄として名高いブルース (Robert Bruce, 1274-1329) は、イングランド王エドワード1世による侵略の危機のただ中の1306年3月、かの石が持ち去られたあとのスクーンでスコットランド王ロバート1世として即位し、1314年6月、スターリング近郊のパノックバーンにおいて、亡き父王の覇業をしぶしぶ引き継いだエドワード2世 (在位1307-27) 率いるイングランド軍を決定的に打ち負かした。ブキャナンによれば、ロバート王は臨終に際して次のような言葉を遺したという。「第1に、ヘブリディーズ (AEBudae) 諸島を単一の人物に領有させないこと、第2に、イングランド人と一度に全力で戦わないこと、第3に、イングランド人と長期の盟約 (a very long League) を結ばないこと」である。ヘブリディーズ諸島は広大で住民は気性が激しく操船にすぐれるため、年々領主を交代させて不断の警戒に努めるべきこと、土壌が貧しく資金も乏しいスコットランド人は「安楽に慣れている」イングランド人に比べ困苦に強いため、奇襲を繰り返して「少しずつ敵を弱体化させ疲弊させる」持久戦に向いていること、そして第3に、フランスを盟友としているためイングランドを除けば周囲に敵のないスコットランド人は、長期の休戦で弛緩して「怠惰かつぜいたくになり」「柔弱化する」恐れのあることが、その理由であった (Buchanan 1722, vol. 1, 369)。フランスが「盟友」というのは1295年来の対イングランド盟約 (訳注18) にもとづく。

- 5) 8歳に満たない年齢で即位し、10歳でイングランド王ヘンリ3世 (在位1216-72) の長女マーガレットと結婚したスコットランド王アレグザンダー3世 (在位1249-86) は、ダーワード (Durward) 派とカミン (Comyn) 派の宮廷派閥闘争と、それに乗じたイングランド勢力の介入に苦しんだが、長じてこれを抑えることに成功し、さらにはノルウェーに名目上服属してきた西部島嶼の割譲を同国に認めさせるなどして、スコットランド王国の黄金時代を築いたとされる (ODNB)。アレグザンダーとマーガレットのあいだには3人の子ができた。マーガレット (1261年生まれ)、アレグザンダー (1264年生まれ)、デイヴィッド (1273年生まれ) である。アレグザンダー王およびスコットランド王位の「浮沈とその不安定性」をめぐるこれ以降数段落中のデフォーの記述には、若干説明不足か、あるいは不正確なところがあるように見受けられる。以下で史実を確認しておきたい。

1272年にヘンリ3世が没すると、王子エドワード (マーガレットの兄) が王位を継ぎ、

1274年8月にウェストミンスター寺院でエドワード1世の戴冠式が挙行された。アレグザンダーとマーガレットの夫妻はこれに列席し、その疲労ゆえか否か定かではないが、帰国後の翌年2月、マーガレットは逝去する。この戴冠式場でアレグザンダーがエドワード1世に対して「臣従礼 (homage)」(封建制下における主従関係を確立する儀式) を行ったかどうかのちに議論を呼ぶことになるが、デフォーが「興味本位の旅行 (a Journey of Curiosity) でしかなかったよう」だと推測した通り、このとき臣従礼はなされなかった。しかし、王妃亡き後の1278年10月にイングランドを再訪した際、王は臣従礼を行っている。ただ、彼がイングランド王から受けた封土と見なしていたのは、イングランド国内に有する自らの領地 (例えばペンリス) のみであった (Defoe 2002, 354)。つまり、ごく一部の領地に関するかぎり主従関係を承服したに過ぎず、スコットランドそのものをめぐる臣従の誓いはなされなかったのである。

さて、1275年の王妃の逝去から「数か月のうちに」その子息も相次いで世を去り、さらには「同年」中に長女も没したとデフォーは記しているが、これは明白な誤記である。正しくは1281年の次男に続いて長女が83年、長男が84年に世を去っている。父王アレグザンダーが2人目の妃ヨランド (Joletta / Yolande) をめとったのは85年のことで、翌年3月に王自身も落馬事故で没する (訳注7参照)。したがって短期間のうちに起きた急激な変転を経て「スコットランドの王冠はいわば絶望の淵に投げ込まれた」という記述はおおむね正しいが、そうした変転が「およそ3年のうちに」集中したとまでは言えない。ブキャナンは「すぐ後に (soon after)」や「少し後に (a little time after)」などと表現することで各事象の継起間隔を明記せず、これら「一連の哀悼と告別」が「数年間」続いたと曖昧に述べるにとどめている (Buchanan 1722, vol. 1, 322)。

- 6) 「ハンゴナス (Hangonanus)」とはノルウェー王エイリーク2世 (Erik II Magnusson) (在位1280-99) のことであろう。デフォーはブキャナンの (誤) 綴りを踏襲している。1281年にこのノルウェー王のもとに嫁いだアレグザンダーの長女は、1283年4月、娘 (ノルウェーの乙女) を産んで亡くなる。
- 7) 王が落馬により没したのは1286年3月19日とされる。ブキャナンは王の落馬を「西暦1285年」の出来事としており (Buchanan 1722, vol. 1, 322)、デフォーもこれをなぞっている。16世紀までのスコットランドや18世紀前半までのイングランドでは年初が3月25日であったためである。
- 8) 「付録」の文書は『大ブリテン合邦史』初版の末尾にまとめて置かれていた。ここでは訳出しない。これ以降に言及されるものについても同様とする。
- 9) イングランド王ジョン (在位1199-1216) はヘンリ3世の父でエドワード1世の祖父に当たる。「失地王」として (悪) 名高いこの王は、カンタベリ大司教の後任候補をめぐり、

教権の至上性を確立せんとするローマ教皇インノケンティウス3世(在位1198-1216)と激しく対立した。1208年3月に教皇は聖務停止令(interdict)を在イングランド教会に向けて発し、翌年11月に王を破門した。イングランドやウェールズの情勢不穏が深刻化したのを受けて態度を軟化させた王は、再交渉を経た1213年5月、イングランドを教皇からの封土に衣替えすることによる「失地」と引き換えに教権による保護を受けるという逆転の発想で窮地を脱する。このとき保護の見返りとして「年金1000マーク」の貢納が教皇庁に約束された(ODNB)。カンタベリ大司教にはかねてより教皇の推していたラングトン(Stephen Langton, c.1150-1228)が就き、教会をめぐる混乱は一応の終息に向かうが、莫大な費用を要する大陸出征に執着し続けるジョン王に対する国内諸侯の不満は、この直後に行われたフランス遠征における大敗を契機としてついに噴出し、1215年6月、著名なマグナ・カルタを王に承認させるにいたる。

- 10) 当時の教皇はニコラウス4世(在位1288-92)であった。「禁じられていた親等」というのは近親婚を禁じる教会法の規定のことを指す。エドワード王子(のちの2世)とノルウェーの乙女マーガレットはヘンリ3世の孫と曾孫という間柄にあったから、結婚には教皇の「特免状」が必要とされた。
- 11) 聖務停止令と破門は、ジョン王の時代、教皇インノケンティウス3世が自らの意に染まない王に課した処分と同等である。訳注9を参照されたい。
- 12) ポーコック著『古来の国制と封建法』の中で、「フィルマーは国王の主権を証立てるために庶民院の太古性を否定したが、プリンは古来の国制への配慮からそうした」(Pocock 1987, 162)と評されたプリン(William Prynne, 1600-69)は、生涯に200編以上の小冊子を公刊した論争的著述家にして実証的歴史家、そして長期議会・仮議会・騎士議会で議員を歴任した政治家であった。

ピューリタン革命以前の彼は、その毒舌ゆえに2度も煽動的文書誹毀罪(Seditious Libel)に問われ、およそ70年後のデフォーと同じく晒し台に立った。ただプリンの場合、耳と鼻を削がれただけでなく誹毀罪人を表すSとLの烙印を頬に押されるという酷い身体刑もあわせて受けている。その後勃発した革命の最中の1648年初め、王党派として知られるフィルマー(Robert Filmer, c.1588-1653)が1265年の州長官令状(訳注13参照)を根拠に庶民院の起源は13世紀以前に遡れないとし、議会の太古性を否定することで王権の擁護を図る論考を発表すると、プリンはフィルマーの歴史実証主義を受容しつつ、国王のみならず「国王と貴族の協調を求めるイングランドの古来法」にも庶民院は従属すると説くことで、大筋においてフィルマーと歩調を合わせながらも細部において一線を画する主張を展開した。彼はチャールズの「逸脱」を「人民の同意」を欠くものと批判したが、王の処刑に反対したために長期議会議員の身分を失って3年間投獄されるなど、少なくとも

も自意識のうえでは終始王権支持者であったと言える (ODNB)。「彼は国王の大義のために幾度も投獄に耐え、王政復古に (本当に) かなり貢献した」とオーブリー (John Aubrey, 1626-97) も書いている (Aubrey 1999, 251)。王党派としての矜持を抱き、長老派にもオリヴァー・クロムウェルの独立派にも与することがなかった反面、チャールズの宗教顧問だったカンタベリ大主教ロード (William Laud, 1573-1645) の高教会主義を嫌悪したというプリンの立場は、教権に対する国権の優越を唱えたことで知られるエラストゥス (Thomas Erastus, 1524-83) の思想的系譜を引いたピューリタン、「黙示録的エラストゥス主義者」に近いものと見るのが妥当かもしれない (Pocock 1987, 336)。王政復古後のプリンは、庶民院議員としての務めを果たす一方、国王チャールズ2世の命でロンドン塔中央 (White Tower) に眠る膨大な歴史記録の管理官 (keeper) を任され、埃の下から救い出した史実を保全する仕事に残りの生涯を捧げた。なお、デフォアの蔵書目録にはプリン著の小冊子が7編含まれている (Heidenreich 1970)。

- 13) オックスフォード大学時代以来のロック (John Locke, 1632-1704) の親友として名の通ったティレル (James Tyrrell, 1642-1718) は、名誉革命後に対話体の書『政治文庫、あるいはイングランド古来国制の探究』*Bibliotheca politica: or, An Inquiry into the Ancient Constitution of the English Government* (1692～94年, 1702年) を出版し、庶民院の起源をノルマン征服以降の中世封建制に求めようとする王党派系の歴史家すなわちトーリー史家の観点を批判して、太古から連続する「イングランドの古来国制」にもとづく国王・貴族・庶民の混合政体を擁護しようとした (ODNB)。歴史家としての彼が著した『聖俗イングランド史』(3巻本, 1697～1704年) はこの『政治文庫』のすぐあとに続いた著作で、いわゆるウィッグ史観の表明である。第3巻 (1704年) は2部に分かれているが、前半は第9編から始まり、61頁 (「6頁」はデフォアの誤記) に、「だがこの条約は若き女王の突然の長逝という理由ですべて無に帰したのであって、女王はノルウェーから故国への航海の途上、この年の秋のある時点で世を去った」と記されている (Tyrrell 1704, 61)。「この年の秋」とは1290年9月のことを指す。

ティレルが念頭に置いていた同時代のトーリー史家の筆頭に挙げられるのは、遅咲きながら「古物知識の偉大な記念碑を世に遺した」(Aubrey 1999, 281) スペルマン (Henry Spelman, 1563/64-1641) が先鞭をつけた封建制研究を継受し、フィルマーが提示した王権至上論 (訳注12参照) を1680年代の政治的文脈の中で批判的に生かそうとした、ブレディ (Robert Brady, c.1627-1700) である。「ブレディは (原初形態の) 『ウィッグ史観』をイングランド史の能動的形成因そのものとして扱った最初の人物であり、その史観の誤謬がいかに訂正されるかを示した最初の人物でもあった」(Pocock 1987, 208-9)。王党派の医師であったブレディは、王政復古の年にケンブリッジ大学ゴンヴィル・アン

ド・キーズ学寮長に就任し、終生その地位を保持した。1677年には医学欽定教授に選ばれ、晩年の国王チャールズ2世および後継国王ジェームズ2世の侍医を務める。庶民院議員や治安判事の職に従事するなど、現実政治にも関与した。これと併行してイングランド史に関する研鑽を積んだ彼は、王位継承排除危機に際してにわかに論壇に姿を現し、ティレルと協力関係を築いたウィッグ法曹ペティト (William Petyt, 1640/41-1707) 著『イングランド庶民院の古来の権利』*The Ancient Right of the Commons of England Asserted* (1680年) が古より連綿と続く幻の国制に庶民院の起源を求めようとするあまりノルマン征服による断絶を正当に評価していないと喝破した。名誉革命前夜には、かつてプリン (訳注12参照) が所管していたロンドン塔史料庫の実質的管理人 (公式の管理官は別にいた) を任されるものの、革命直後に論敵ペティトが管理官に任命されてしまい、ブレディはロンドン塔から締め出される (ODNB)。

1680年代に王党派と議会派のあいだで繰り広げられた論争を「ブレディ論争」と呼んだポーコックによれば、「庶民院 (House of Commons) そのものの起源 [の研究] に関して、ブレディは彼の世紀をリードした」(Pocock 1987, 204)。以下ではポーコックの分析によりつつ、革命前夜におけるトーリ史家とウィッグ史家のあいだの歴史観の対立構図をおさえておきたい。この対立は、革命後のティレルによる歴史叙述やそれを受けたデフォーの叙述を通じて、次の世紀にも部分的に持ち込まれている。

ペティトは友人のアトウッド (William Atwood, d.1712) とともに、イングランドには「記憶を超えた太古 (immemorial)」より「非封建的な自由土地保有民 (freeholders)」すなわち国王からも領主からも独立した自由人が存在して議会を構成していたのであって、ウィリアム征服王もこの自由保有民の「権利」を認めたと主張した。つまりノルマン征服による封建制導入の影響は限定的だったと説いた (*ibid.*, 192-93)。対してブレディは、ペティトやアトウッドらウィッグ系コモンローヤーが唱えた太古法ないし古来国制の観念を拒絶し、「歴史のコモンローの解釈は強力かつきわめて有害な政治的武器である」としてこれと徹底的に刃を交える。ノルマン征服後のイングランドは封建法にもとづく「封建国家」であり、そこでは「軍役奉仕に伴う土地保有 (military tenure)」が定着したのであって、ノルマン朝時代に被ったこの変容から現行国制は「最大」の影響を受けているというのが、ブレディの解釈である。当時「自由保有 (*libere tenentes*)」と呼ばれたのは「馬と武器を携えた」軍事的土地保有のことであり、当時の「自由人」とは軍役奉仕者のことであった。したがってペティトが思い描く自由保有民とは明らかに性格を異にする (*ibid.*, 197-200)。こう結論づけたうえで彼は庶民院の「起源」の考察に入る。11世紀からエドワード1世の治世開始前にかけて「国王の評議会 (king's council)」を構成していたのは、司教、伯、そしてバロン (諸侯) であり、彼らは国王の「直接受封者 (tenants in chief)」

のうちの有力者であった。直接受封者中の非有力者が評議会に「追加の出席」を認められた場合、会議は *communitas regni* と呼ばれた。ペティトはその語義を安易に「王国の庶民団 (commonalty of the realm)」と解することで自由人からなる「庶民院」がすでに成立していた根拠と見なしたが、上述の通り、この会議は国王の直臣の集団であって自由人の団体ではないことをブレディは示した。彼が判定しかねたのは、会議に騎士すなわち「陪臣 (sub-tenants)」が参与しえたかどうかである (*ibid.*, 203-4)。

エドワードの父ヘンリ3世が *communitas regni* の改革要求を拒み、1264年、ルイス (Lewes) で改革運動の中心人物であるレスター伯モンフォール (Simon de Montfort, 6th Earl of Leicester, c.1208-65) の軍に敗れたのち、伯の指導下にパーラメントが召集された。このときに「正当で分別ある騎士2名」を代表として送るよう州長官に命じる令状が発せられている。ただ、選出方法やパーラメントでの役割については何ら記録がない。したがって、この有名な「モンフォール議会」における騎士層の参与は一時的現象にすぎなかったとブレディは見る。その後、エドワード1世の治世18年目にいたってようやく州代表 (騎士) の出席を、そして23年目に都市代表の出席を確認できるが、いずれも重要法令を審議したパーラメントではないし、代表の罷免やその人数調整は王の裁量で行えた。よって「ヘンリ3世の治世49年目」すなわち1264年ないし65年をもはや議会史上の画期とは呼べない。ブレディのこうした見解は「後世の研究成果とも大いに一致する」とポーコックは評している。もちろん、州や都市の代表はやがてパーラメントでの発言力を強めて「庶民」の団体を形成し、自らの議場を有するようになる。だが変化はゆるやかに進んだのであり、そこに「革命はない」のである (*ibid.*, 204-5)。

スペルマンに始まりブレディが彫琢したイングランド封建制の研究は、「17世紀のイングランド歴史思想を苦しめた病を治癒するただ1つの方法であった」し、それゆえに「史料編纂史上最も重要な出来事の1つと見なされるべきだ」とポーコックは宣言する (*ibid.*, 198)。17世紀歴史思想の「病」とは、史料上の用語の意味をそれが使用された時代の社会的文脈の中で捉えず、それをもっぱら今日的な文脈の中で解釈しようとする性向のことである。すでに触れたように、ペティトラウィッグ史家は *libere tenentes* を「自由土地保有民」の、*communitas regni* を「王国の庶民団」の意味にとり、庶民院を中心とした議会制度の持つ通時的 (つまり「記憶を超えた」) 普遍性の証左として祭り上げることで、これらの用語を1680年代当時の王党派対議会派の文脈に持ち込んだが、そのような行為は、それ以前の時代ともそれ以後の時代とも異なる「封建法」の時代独特の共時的文脈をあからさまに無視する「時代錯誤 (fallacy of anachronism)」に陥った、「太古法熱 (cult)」とでも名づけるべき症状を呈していたのである (*ibid.*, 206)。「歴史批判ないし批判的歴史はむしろ君主政論者のものであった」(田中1998, 9)。トーリ史家ブレディの登場によって

初めてエドワード1世時代の *communitas regni* の実相に光が当たった。それは庶民団ではなく「王国の共同体 (community)」程度に解するのが妥当な用語である。

名誉革命後、ロンドン塔史料庫の鍵がブレディの手からペティトの手に渡ったことは先述した。その後のウィッグ史家は、旧トーリ史家の何を受け継ぎ、何を受け継がなかったか。ウィッグ史観が普遍的進歩を重んじるがゆえにそれから外れる史実を陰として描いたとすれば、各時代各社会の諸文脈を特殊なものとして取り扱おうとする姿勢からは、無論、ますます遠ざかることになったはずである。

14) 本文にもあるように、諸身分会議はアレグザンダー3世が逝去した直後の1286年4月に召集され、司教、伯、バロンの諸身分からそれぞれ2名を王国の守護者に選んだ。すなわち、セントアンドルーズ司教フレイザー (William Fraser, d.1297) とグラスゴー司教ロバート・ウィシャート (Robert Wishart, c.1240-1316)、ファイフ伯マクダフ (Duncan Macduff, 8th Earl of Fife, c.1262-89) とバハン伯アレグザンダー・カミン (Alexander Comyn, 6th Earl of Buchan, d.1289)、そしてバドノッホ卿ジョン・カミン (John Comyn, Lord of Badenoch, d.c.1302) と宮宰ジェイムズ・ステュアート (James Stewart, 5th High Steward, c.1260-1309) の、計6名である。ブキャナンは、フォース川を境界として、ファイフ伯、バハン伯、セントアンドルーズ司教が北方の、グラスゴー司教、バドノッホ卿、ステュアートが南方の統治を任されたとする (Buchanan 1722, vol. 1, 324-25)。ノルウェーの乙女が没した1290年の時点で2名の伯がすでに他界しており、王国の運営は残り4名に委ねられた。デフォーが挙げている「バハン伯ジョン・カミン」はアレグザンダーの子息 (John Comyn, 7th Earl of Buchan, c.1250-1308) を指すと考えられるが、彼は守護者の地位に就かなかったことが分かっており、ファイフ伯の同名の子息 (Duncan Macduff, 9th Earl of Fife, 1289/90-1353) のほうはまだ幼少で、しかもイングランドにいた (ODNB)。また、セントアンドルーズに大司教座が置かれたのは15世紀のことだから、この点もデフォーの記述は正確さを欠くと言わざるをえない (ブキャナンも誤って「大司教」と記している)。

15) ベイリアル (John Balliol, 1249-1315) とブルース (Robert de Brus, 1210-95) は、スコットランド王デイヴィッド1世 (在位1124-53) の孫でかつウィリアム獅子王 (在位1165-1214) の弟に当たるハンティンドン伯デイヴィッド (David, Earl of Huntingdon, 1152-1219) の子孫であった。ちなみに、獅子王の子息がアレグザンダー2世 (在位1214-49)、孫が3世である。デイヴィッドには3人の娘があり、長女は最有力諸侯のカミン家と結ぶギャロウェイ卿 (Lord of Galloway) 家に、次女はアナンデール卿 (Lord of Annandale) ブルース家に嫁いだ。そして長女の娘がベイリアルの父 (John de Balliol, d.1268) (アダム・スミスも学んだオックスフォード大学学寮名の由来となった人物) と

結婚し、他方で次女がブルースを生む。ブルース家はその後キャリック伯 (Earl of Carrick) 領を取得して勢力基盤を固めた。問題はデイヴィッドとの血縁の近さである。「ロバート [ブルース] は曾孫でしかないジョン・ベイリアルよりも孫である彼のほうが親等のうえで近いと主張した」が、「両党派」の力関係が拮抗していたために「スコットランド諸侯は国内でこの論争に決着をつけられなかった」(Buchanan 1722, vol. 1, 328)。かくしてイングランド王エドワード1世が裁定者として介入するにいたる。

- 16) スコットランド王冠をかけた法廷闘争は「大訴訟 (the Great Cause)」と呼ばれ、1291年5月に開始されて翌年11月ようやく決着した。現代の史書によれば、「スコットランドの王位継承のゆくえは大混乱に陥った。継承権を主張する者が大勢出てきて互いに争ったのである。仲裁人に選ばれたイングランド王エドワード1世は、1292年、封建法の準則に従って、王家の血統における直系上位の子孫であるジョン・ベイリアルに王位を与える仲裁判断を出した。次位の子孫である(しかも、1世代近い)キャリック伯ロバート・ブルースよりもベイリアルのほうが優越すると判定したのである」(Griffiths ed. 2003, 191 / 訳 356-57)。この「大混乱」の様相を、もう少し詳細に見ておきたい。

ティレル著『聖俗イングランド史』第3巻は62頁から73頁までを「大訴訟」の叙述に割いている。起点は、1291年5月10日、エドワード1世がトウィード河畔のノラムに召集した「パーラメント」である。そこには、イングランドの貴顕のみならず、「スコットランド王国の共同体」を構成する高位聖職者、伯、バロンら有力者も参集した。エドワードの目的は自身の宗主権をこの「王国の共同体」に認めさせることにあったが、そのために彼が用いた論拠は「完全に歴史的 (Historical) なものだった」とティレルは言う。イングランドの修道院に保管されている各種の年代記を引き合いに出しつつ、エドワードは、ノルマン征服以前のスコットランドがすでに「イングランド=サクソン諸王」の征服を受けて服従を余儀なくされていたこと、ノルマン人の到来後も「それとまったく同様の事柄」がなされてきたことを強調した。ただし、年代記を実際に繙いてみたところで「厳密にそう呼ばれた場合のスコットランド王国全土を対象にする臣従礼ないし忠誠の誓いをスコットランド諸王が行ったとする言及は、どこにも見当たらない」とティレルは付言する (Tyrrell 1704, 62-63)。『聖俗イングランド史』第1巻の巻頭序文で彼が述べているように、征服以前において、封建制下の臣従礼に類似した「誓い」はロージアンなど一部の土地を対象にしてなされていたにすぎない (Tyrrell 1700, xix-xx)。さて、スコットランド王国の共同体はエドワードが主張する宗主権を承認するか否かの回答を6月2日まで保留したが、結局はその日、ブルースが口火を切ったのに続いて「競争者 (Competitors)」すなわち王位継承権者たちが次々にエドワードを宗主と認めた。この日は議場に姿を見せなかったベイリアルも翌日に承認する (Tyrrell 1704, 64)。

競争者は13名いた。「ホラント伯フローレンス、マーチ伯パトリック・ド・ダンバー、ウィリアム・ド・ヴィージー、ウィリアム・ド・ロス、ロバート・ド・ピンクニ (Robert de Pink[e]ny), ニコラス・ド・ソウルズ (Nicholas de Soules), パトリック・ガライトリ (Patrick Galightly), ロジャー・ド・マンデヴィル (Roger de Mandeville), ジョン・カミン, ジョン・ド・ヘイスティングズ, ジョン・ド・ベイリアル, ロバート・ド・ブルース」(ティレルによる表記)の12名に、ノルウェーの乙女マーガレットの父エイリーク(訳注6参照)を加えた人数である。ただしエイリークは欠格だった。スコットランド王の娘を娶ったイングランド王ヘンリ1世(在位1100-35)の子孫に当たるエドワードも、実は14人目の競争者になりえたが、宗主と認められた以上は「仲裁」に徹した。マーチ伯 (Patrick Dunbar, 7th Earl of March, 1242-1308), ヴィージー卿 (William de Vesey, Lord Vesey, 1245-97), ロス卿 (William de Ros, 1st Lord Ros, c.1255-1316) はみなウィリアム獅子王の非嫡出の子孫であり、ピンクニ, ソウルズ, ガライトリ, マンデヴィルが携えていた系図は根拠がはなはだ疑わしい中で、当初から突出していたのは、ハンティンドン伯デイヴィッドの嫡出の長女と次女のそれぞれ曾孫と孫に当たるベイリアルとブルースである(訳注15参照)。ヘイスティングズ卿 (John Hastings, 1st Lord Hastings, 1262-1313) もまたハンティンドン伯の三女の孫だったものの、2人を上回る強みは持たなかった。両者の有利は明らかだった。ティレルによれば、1291年6月5日、エドワードの面前で「各競争者の権利を審査、聴取、報告するために選出された80名の査定官の名」が読み上げられたが、うち40名はベイリアルとカミンの手で、残り40名はブルースの手で選り抜かれた者たちだったからである。バドノッホ卿ジョン・カミン(訳注14参照)は自身「競争者」として名乗りを上げておきながら、親族ベイリアルの支援に動いた。6月11日、カミンを含む4名の「守護者」たちは、王位継承問題が決着するまでの時限措置としてエドワードに王国統治を委ねる。これには王国の共同体の名ですでに「同意 (Consent)」が与えられていた。競争者を「査定」するための場所はノラムからトウィード川を下った先のベリック・アポン・トウィードと定められ、このベリック法廷の開廷は8月2日と決まった (*ibid.*, 65-67; ODNB)。

母エレナが夏至の頃に長逝したためイングランドに留まっていたエドワードは、予定より1日遅れた8月3日にベリックに到着した。そして「両国高位聖職者ならびに貴族の大集団」が見守る中、13名の競争者が彼の前に進み出た。いよいよ開廷である。ベイリアル派とブルース派が選んだ80名の査定官とともに、ティレル曰く「エドワードが任命した24名のイングランド人査定官」も参列した。つまり査定官はスコットランド側80名、イングランド側24名の合計104名であり、デフォーが「ティレル氏によれば一方は12名、他方は40名」と記しているのは誤解を含んでいる。プキャナンが査定官の数をイン

グランド側 12 名とスコットランド側 12 名の計 24 名と誤記しているので、これに引きずられたのだろう (Buchanan 1722, vol. 1, 329)。さてその後、競争者たちの「申し立て (Petitions)」が査定官に受理されたのをもって王は翌年 6 月までの休廷を宣言し、イングランドへと帰って行った。それから「スコットランドに戻って来るまでのあいだ、彼が何をしていたかを私は知らない」(Tyrrell 1704, 67-68)。彼エドワードは「何をしていた」のか。「公明正大」な外観とは裏腹に「いかにしてスコットランドを服従させるかという彼の私的な企ては、きわめて内密に、ごく少数の者のあいだだけで実行に移されていた」と断じたのは、ブキャナンである (Buchanan 1722, vol. 1, 329)。

1292 年 6 月、およそ 10 か月の中断を経てベリック法廷は再開した。再開までの期間、査定官たちは各競争者の主張を慎重に吟味していたが、訴訟決着の「遅延」が王国を「大いなる危難」にさらすことを案じたというエドワードは、ベイリアルとブルース兩名の主張を法廷で優先的に審理させようとする。そのために彼がとった手続きは次の通りである。彼はまず 80 名のスコットランド側査定官に「朕がいかにして、つまりいかなる法や慣習にしたがって判断を下すべきかについて誠実に助言する」旨を「誓約」させた (デフォーもこの点に触れているが、言葉遣いはティレルよりブキャナンに近い)。しかし彼らは、宗主たるエドワード勅任の査定官たちの意向を無視できなかった。その 24 名の査定官たちが「イングランドの高位聖職者、貴族、有力者および賢者ら」に「助言」を求める素振りを見せたため、エドワードは法廷審理をいったん中断した。そしてベリックでの「彼のパラメント」の開会に合わせた 10 月 14 日に再度開廷させ、参集した両国貴頭に王自ら「助言」を求める形式をとったうえで、ベイリアルおよびブルースの審査を優先する旨の決定を下した。少なくとも外見上は専断によることなく事を運んだのである。この後は、最初にブルース、続いてベイリアルが、法廷の場で自らの権利主張の正当性を弁立てることになった (Tyrrell 1704, 67-68)。

「ロバート・ブルースは性別を説いた。すなわち、同様の親等なら男性が女性よりも優先されるはずであり、したがって男性の孫が生存しているかぎりにおいて、女性の孫が祖先の領地を相続することは不当であると説いた」(Buchanan 1722, vol. 1, 328)。このブキャナンからの引用中にある「男性の孫」とはブルースのことで、「女性の孫」とはベイリアルの母のことである。ブルースはハンティンドン伯の次女の系統に属していたから、長女の子孫であるベイリアルに比べて正統性の点で不利だった。そこで彼は二段構えの主張を試みた (ODNB)。まず、彼とベイリアルを親等について比較した場合、彼のほうが 1 親等ハンティンドン伯に (したがって伯の祖父であるスコットランド王デイヴィッド 1 世にも) 近い。続いて、同親等である彼とベイリアルの母を比較した場合、正統性で劣っていても男性のほうが優先する。したがって彼ブルースがベイリアルに優越する。以上が、

親等の近さと「性別」を根拠にしたブルースの立論であった。これに対して、エドワードから助言を求められた査定官たちは「全員一致」で次のように答えた。ティレルは書いている。「両王国の法と慣習によれば、長女の直系卑属が1親等遠いことのほうが、次女の直系卑属が1親等近いことよりも好ましい」(Tyrrell 1704, 69)。この答申を受けて、11月6日、エドワードはブルースの申し立てを棄却するが、ベイリアルをただちに王位継承者とは認定せず、他の競争者たちに「申し立てを済ませる」機会を与えた (*ibid.*, 70)。

ここでヘイスティングズが登場する。すでに触れた通り彼はハンティンドン伯の三女の孫だったから、親等の面ではブルースの後塵を拝し、正統性の面ではベイリアルとの敵ではなかった。そこでヘイスティングズは、スコットランドは王国ではなく宗主たるイングランド王の封土であること、封土は「分割可能 (Partible)」であること、したがって彼には三女の孫として3分の1の土地を受け取る権利があることを主張した。しかも、当初は王国全土の「単独相続」を主張していたはずのブルースが、その見込みが失われるや次はヘイスティングズと同様の権利を主張しようとして再び法廷に姿を現したのである。ティレルが言うには、当時のイングランドの法慣習において女性間での封土分割相続は認められていなかったから、この2人の主張は「大間違い」であった。エドワードは査定官らに助言を求めて分割相続の不可を確認したうえで、パースメントの参集者から「王国はただ1人の継承者によって保持されるべきであり、他の王国と同様にそれは本質において分割不可であること」について了解を得た。他の競争者の申し立てもことごとく却下されるか、競争者自身の手で撤回され、かくして1292年11月17日、正統なるスコットランド王位継承者ベイリアルの名がベリック法廷で宣告される。これで18か月にわたった「大訴訟」はついに決着した。翌々日、エドワードは、訴訟のあいだスコットランドの諸城を管轄したイングランド人バロンのフィッツアラン (Brian Fitzalan, d.1306) を従前の4名に加えた5名の王国守護者に宛てて、王国を「占有ないし保有」する権限を新王の手に回復させるよう命を發した。そして20日、ベイリアルはノラムでエドワードに「忠誠の誓い (Fealty)」を立てる。その後の出来事は、同月30日の「スクーンの修道院」におけるスコットランド王ジョンの即位、翌月26日のニューカッスルにおけるジョン王の「臣従礼」と続いていく (*ibid.*, 70-73)。

ジョンの臣従礼には「イングランドの司教、裁判官、最有力者ら16名と、スコットランドの同等身分の20名」が立ち会ったうえ、スコットランド王が「上級領主 (Superior Lord)」エドワードに忠節を尽くすと明言がなされた旨、記録されているとティレルは述べる。臣従礼の一件も含めて、大訴訟をめぐる一連の過程でとられた処置はみな「ロンドン塔の記録」の中に残されているが、それは「この大問題に際してエドワード王がとった諸手続きの誠実さ (Sincerity) を十分に根拠づけるもの」に他ならないというのが、ティ

レルの見解である。したがって、エドワードが査定官に対して「暴力」をふるい、「ロバート・ブルースに対しては、彼エドワードがスコットランドの上位に立ち、彼に対してブルースが臣従礼を行うという条件で、王国を進呈しようとした」と語る「ヘクター・ボイシウスその他の歴史家は、決して信用ならない」とする (*ibid.*, 73)。ボイシウス (Hector Boece [Boethius], c.1465-1536) とともに槍玉に挙げられた「歴史家」にはブキャナンも含まれる (第3巻序文には「この一件に関するボイシウス、ブキャナンその他のスコットランド人歴史家たちによる間違っただ物語 (false Relations)」を、ロンドン塔の史料は「明白に論破する」と記されている) (*ibid.*, 7)。ブキャナンは例えば、「王国が2つの党派に分かれていただけでも十分好都合に思われたが、道を複雑にしたほうが欺瞞を衆目から覆い隠しやすくなるので、彼エドワードはブルースとベイリアル他に3名の競争者を立てた。争う人数が多ければ、1人また1人と彼の味方に引き入れるのが容易だろうからだ」と書き (「3名」は11名の誤り)、いたるところに策謀の跡を見出す (Buchanan 1722, vol. 1, 329)。だがティレルに言わせれば、大訴訟においてとられた諸手続きは透明性が高く公正なもので、ブルースとベイリアルが大半を指名した査定官たちの「同意」が逐一与えられたことはもちろん、その判決には「スコットランドの聖職者、貴族および庶民 (Commonalty) の共通の同意」さえ付与されたのである (ここの「庶民」をどう捉えるべきかに関しては訳注13を参照)。最終的にジョン・ベイリアルがエドワードに臣従礼を行ったのは、彼の「権利」が当初からそうした性格のものとして定められていたことの「当然の帰結」である。スコットランド側が「反駁できないか、反駁を尻込みせざるをえない」状況の中でエドワードが「訴訟の冒頭からスコットランド全土に対する自らの宗主権 (Supreme Dominion) を強硬に言い張った」点 (すでに触れたように、イングランドの修道院に眠る年代記ではその根拠となりえない) を問題なしとはしないまでも、訴訟決着後のスコットランド王権に制約が課せられざるをえないことは、競争者全員が「すでに了承済みだった」と、ティレルは結論づけている (Tyrrell 1704, 73)。

デフォーが見解の一致をみていない」と述べるように、ティレルはエドワードによる手練手管の駆使をほとんど認めていないか、あるいは史料的根拠の欠落を理由にそれについて沈黙しているが、他方でブキャナン流の歴史はそうした解釈に満ちている。ティレルは、ロンドン塔記録管理官ペティトの手を借りることで、塔内の史料を存分に閲覧することができたと考えられる (訳注13)。したがって、デフォーの指摘する見解の不一致は、まずもって参照しえた史料の多寡や水準の落差に由来するものであろう。だが、そう述べて筆を擱くことは適切ではない。現代の歴史研究に一瞥を投げるだけで、この時代の歴史家によっては詳らかにされなかった大訴訟の新たな側面が浮かび上がってくるからである。このきわめて「複雑」な出来事の深淵に光を呼び込むため、あと少し話を

続けよう。

13名の競争者の中に「まったくの独自路線」を歩んだ人物が1人いた (*Competitors for the throne of Scotland* in ODNB)。ホラント伯フローレンス (Florence V, Count of Holland, 1254-96) である。すでに見た通り、バイリアル、ブルース (そしてヘイスティングズ) の王位継承権はスコットランド王家の血を引くハンティンドン伯デイヴィッドの直系卑属ゆえのものだったが、ホラント伯の言い分はそれを根底から揺さぶった。すなわち、デイヴィッドにはホラント伯家に嫁した姉がおり (これは事実)、領地と引き換えかその他の理由から彼デイヴィッドが自らの王位継承権をこの姉に譲渡した証拠があると、伯が主張したからである。仮にデイヴィッドの継承権が当時のホラント伯夫人 (フローレンスの祖先) の手に渡っていたのなら、当然ながらデイヴィッドの子孫はその権利を失うことになる。これは眉唾ものの主張にすぎなかったが、1291年5月、大訴訟劈頭に伯とエドワード1世が連れ立ってノラム入りしたという事情も手伝って、法廷は伯の主張を軽視できなかった (*Florence (V), count of Holland* in ODNB)。1292年6月、ブルースがこのホラント伯と取引し、「一方が王位を得たならば、他方に豊かな土地を授ける」と定めた密約を交わす (*Brus, Robert (V) de, Lord of Annandale* in ODNB)。法廷闘争がバイリアルとブルースによる一騎打ちの様相を呈してくると、ホラント伯はこの密約にもとづいてブルース派に与し、やがて自らの主張を撤回した。

思惑通りの結果は得られなかったとはいえ、ブルースがホラント伯と通じたのはバイリアル派を封じ込めるためだったことは明らかである。そして両者の背後にはエドワードがいたと見られる。そもそもブルースは、ルイスでモンフォール (訳注13) に敗れてヘンリ3世やエドワードとともに虜囚を経験して以来のエドワードの知己であり、エドワードが参加した1270年代初めの十字軍遠征に高齢の身で従軍するなどして、早くから「密接なつながり」を築いていた。アレグザンダー3世没後とノルウェーの乙女没後の二度にわたって彼はスコットランド王冠を狙った武力行使に出、それらが挫折すると、対抗馬のバイリアルを抑え込むため旧知のエドワードに善処を依頼した。ホラント伯を競争者の1人に加える計画は、1290年にエドワードと交わしたブルースの「覚書」にすでに見られるという (ODNB)。1291年6月に「ブルースが口火を切」ってエドワードを宗主と認めたのは、決して偶然ではない。

したがって、ロンドン塔公式史料の字面に全幅の信頼を寄せ、訴訟手続きの公開性を自らの「同意」理論にもとづいて高く評価し、それをエドワードの「誠実さ」の証と見たティレルの歴史叙述には、大きな落とし穴が潜んでいたことになるだろう。エドワードとその周辺「私的な企て」に再三注意を促していたブキャナン流の歴史物語のほうが、史料の裏付けは不十分ながらも、真実に近いところを言い当てていたのである。もっとも、

ブキャナン自身はエドワードとブルースの「つながり」に別様の解釈を与え、むしろベイリアルを非難しているけれども（訳注 17 参照）。

17) ブキャナンによれば、査定官たちを「教会に閉じ込めて」審査に専念させたにもかかわらず、進捗が「遅い」ことに業を煮やしたエドワード 1 世が彼らの意向をひそかに聞き取ったところ、「権利はベイリアル側の側にあるが支持と人気では劣る、という見解が多数を占めることが判明した。そこでエドワードはブルースのもとに赴いた。法に則ればブルースは査定官たちの入れ札 (Votes) によって除かれるので、自らの企てに応じるべきだと説得するのはベイリアル以上に容易だと考えたのである。イングランド王の庇護下に入ってその権威に従うならスコットランド王位を約束しようと、彼は述べた。ブルースはこれに憚りなく答えた。私は、祖先が遺してくれた自由を減じてまで王位を欲しようとは思わない、と。この返答をもってブルースは放擲され、王国を手にする誠実な方策を求めたというよりは王国を丸ごと欲したジョン・ベイリアルのもとに使いが出された。彼はエドワードが提示した条件を貪るように受け入れた」(Buchanan 1722, vol. 1, 330-31)。ここでは、エドワード 1 世の策謀が語られると同時に、ブルースが持ち上げられる反面でベイリアルが貶められている。

18) デフォーはブキャナンによる以下の叙述を大方なぞっている。「ファイフ伯マクダフ (空位期における 6 名の統治者の 1 人) が当時のスコットランドで富裕かつ有力であったアバネシー家の者らに殺害されたのちのこと、彼らの訴えにより伯の兄弟が議会で答弁を求められることになったが、その際、王がアバネシー家に好意的な判決を出したために、マクダフは彼らと係争中だった土地を奪われた。彼は、一方では彼自身の誤解により、他方では兄弟を殺した者たちを王が厳しく罰しなかったことにより、スコットランド王に対して二重の不快を感じた。そこでイングランド王に訴え出て、ベイリアルがイングランド王の面前でこの問題について申し開きすることを求めたのである。ここにいたって訴訟はロンドンに移されたが、そのときたまたま (casually) 議事堂でエドワードのそばに座っていたベイリアルは、名を呼ばれた際に代理人を通じてこれに答えようとしたものの、却下され、席を立ち低い場所に降りて抗弁することを強いられた。議場で彼は静かに辱め (Affront) に耐える以外になかったが、議場を離れるや否や怒りの炎が胸中で燃え上がり、自らの臣をいかに和解させ、いかにエドワードに報復するかで頭がいっぱいになった」(Buchanan 1722, vol. 1, 331-32)。1289 年 9 月、王国の守護者の 1 人だった第 8 代ファイフ伯 (訳注 14 参照) が「アバネシー家の者ら」(Patrick Abernethy と Walter Percy) に殺害されたのは事実である。「伯の兄弟 (the Earl's Brother)」のマクダフとは、正確に言えば第 8 代伯の叔父のマクダフのことで、父を殺された第 9 代伯が幼少の間におけるマクダフ家の中心人物だったとはいえ、自身は伯ではない。デフォーの叙述は、殺されたの

がファイブ伯ではなくその「兄 (elder Brother)」であるとし、しかも訴訟当事者をファイブ伯本人としていることから、二重の過ちを犯している。

一方、ティレル『聖俗イングランド史』にもこの一件の叙述が見られるが、第8代伯の殺害には何ら言及がなく、「ファイブ伯マクダフ」(デフォーと同様の誤記)がスコットランド内の「土地に関する不平ないし訴願」をイングランド王のもとに届けることの是非をめぐる、両国の駆け引きに焦点が合わされている。現代の史書も「エドワードは、封建的上長としての権限にもとづいてスコットランドからの上訴問題を処理し、ときには国王ジョンにたいしロンドンへの出頭を強制した」と記す(青山編1991, 353)。ジョン王は「たまたま」ロンドンにいたわけではないのである。ティレルによれば、マクダフの訴状は次のような内容だった——王国の守護者の1人である「セントアンドルーズ司教ウィリアム」(訳注14参照)の手でかつて没収され、エドワード王が回復を認めたとはずの彼の土地および家屋を、「スコットランドの上級領主たるイングランド王を侮る」ジョン王が再度没収し、あまつさえ彼を獄につないだ(事実かどうか定かでない)。この訴状を受け取ったエドワードはただちにジョンを呼び出す「令状ないし命令書(Writ or Letter Missive)」を発したが、一度目は効果がなく二度目のそれを発してようやくウェストミンスターに召喚することができた。その際にジョンの口から発せられた言葉は、「人民(People)に諮ることなしに王国に関する何事にも答えられないし、答えたくはない」というものであったため、エドワードはジョンに問うた。「汝はわが臣下(Liege-Man)であり、スコットランド王国について臣従礼を行い、忠誠を誓った」にもかかわらず、「朕の面前でなぜ答弁しようとししないのか、あるいは答弁してはならないのか」と。そして、このままでは上級領主に対する「侮りと不服従」の態度と見なさざるをえず、贖いとしてスコットランドの諸城を接収することになると説いたところ、ジョンは答弁までの猶予を「哀願」した。しかしその後「許可」なく故国へと立ち去ったため、激昂したエドワードはイングランド内の全ベイリアル領を没収するにいたる。まさにこの一件こそが、両国間に「ほどなく生じた不幸な戦争の起源であった」という(Tyrrell 1704, 75-76)。

ティレルによる叙述の特徴は、イングランド王とスコットランド王の対立を、ブキャナンやデフォーのように名誉の問題(人格的「辱め」を授受する関係)として語らず、封建制下の「上級領主」ないし宗主の権利に依拠する側と「人民」の同意に拠って立つ側の関係として物語っている点である。法的・普遍的概念を好むウィッグ史観の特徴とも言えよう。なお、マクダフ訴訟が起きたのは1293年のことで、翌年にイングランドとフランスが交戦状態に入るとエドワードはスコットランドに対して大陸派兵を命じたが、ジョンはこれを無視したにとどまらずフランスに接近する。1295年には新たに12名(各身分から4名ずつ)からなる王国の守護者が任命されるとともに、使節がフランスに派遣されて対

イングランド盟約がまとめられ、この盟約は翌1296年2月にスコットランド王および同国議会の名のもとに批准される。そしてエドワードがスコットランドの一部の「町や城」を訴訟の抵当に入れるよう要求してまもなく、ついに両国は開戦した (*John, king of Scots*, in ODNB)。同年3月のことである。

19) 開戦早々の1296年4月、ジョン王はダンバーでエドワードに大敗を喫した。そして7月には王位を捨ててエドワードに帰順し、モントローズで陣羽織の紋章をはぎ取られる。「空っぽの陣羽織」はこの一件に由来する汚名である。ダンバーの戦いの折には、大訴訟(訳注16)でジョン・ベイリアルに敗れたブルース自身はすでに亡く、彼の息子と、この息子からキャリック伯を継いだ孫のロバート・ブルース(のちのロバート1世、訳注4と15参照)がエドワードに加担した。他方、大訴訟でベイリアルを支援したバドノッホ卿(訳注14)の同名の子息ジョン・カミンは王のために戦うが敗れ、以後数年間、ロンドン塔で幽囚の日々を送る。この間にスコットランドではウォレスが兵を挙げ、1297年9月11日の著名なスターリング・ブリッジの戦いにおいてイングランド軍に勝利を収めて、翌年には単独の「摂政(Regent)」すなわち王国守護者の地位に就いた。だが、同1298年7月のフォールカークの戦いではイングランドから戻ったカミンが騎兵として加わるも敗北を喫し、この敗北を理由にウォレスは守護者を辞す。そして彼に代わって、カミンと、ダンバーではエドワードに味方したはずのキャリック伯ブルースが、「王国の共同体」の信託を背景に守護者に就任するのである。この2人はしかし、大訴訟におけるベイリアル派とブルース派の抗争以来の因縁を背負わざるをえなかった。両者のあいだの亀裂はまもなく顕在化し、1300年5月にブルースが守護者の職を離れてしまう。その後カミンは守護者の筆頭としてスコットランド軍を率い、各地で一定の戦果を上げたものの、1303年にフランスと講和を結んだエドワードが全力で北方鎮定に乗り出すと、これには抗しきれず、翌1304年2月に他の諸侯らとともに臣従の道を選ぶ。抵抗を続けたウォレスもやがて捕えられ、1305年8月に酷たらしく処刑された。

ダンフリースのグレイフライアーズ(Greyfriars)教会で、ブルース(上述したように、彼は大訴訟を闘ったブルースの「息子」ではなく、正しくは孫である)がカミンを殺害したのは、1306年2月10日のことであった。伝説では、「ブルースがスコットランド王位に就く代わりにカミンがブルースの領地を手にする」旨の密約の存在をカミンがエドワードに漏らし、裏切りをめぐる教会での激論の末に悲劇が生じたとされる。しかし、旧ベイリアル派を一掃する機会を狙っていたブルース派が、ついに行動を起こしたと見るほうが正確かもしれない (*Comyn, Sir John, lord of Badenoch*, in ODNB)。

この一件についてブキャナンは次のように叙述する。ブルースとカミンは、前者が王冠を得、後者が前者の領地を入手し「王に次ぐ者(the Second Man)」となる旨の約定を「他

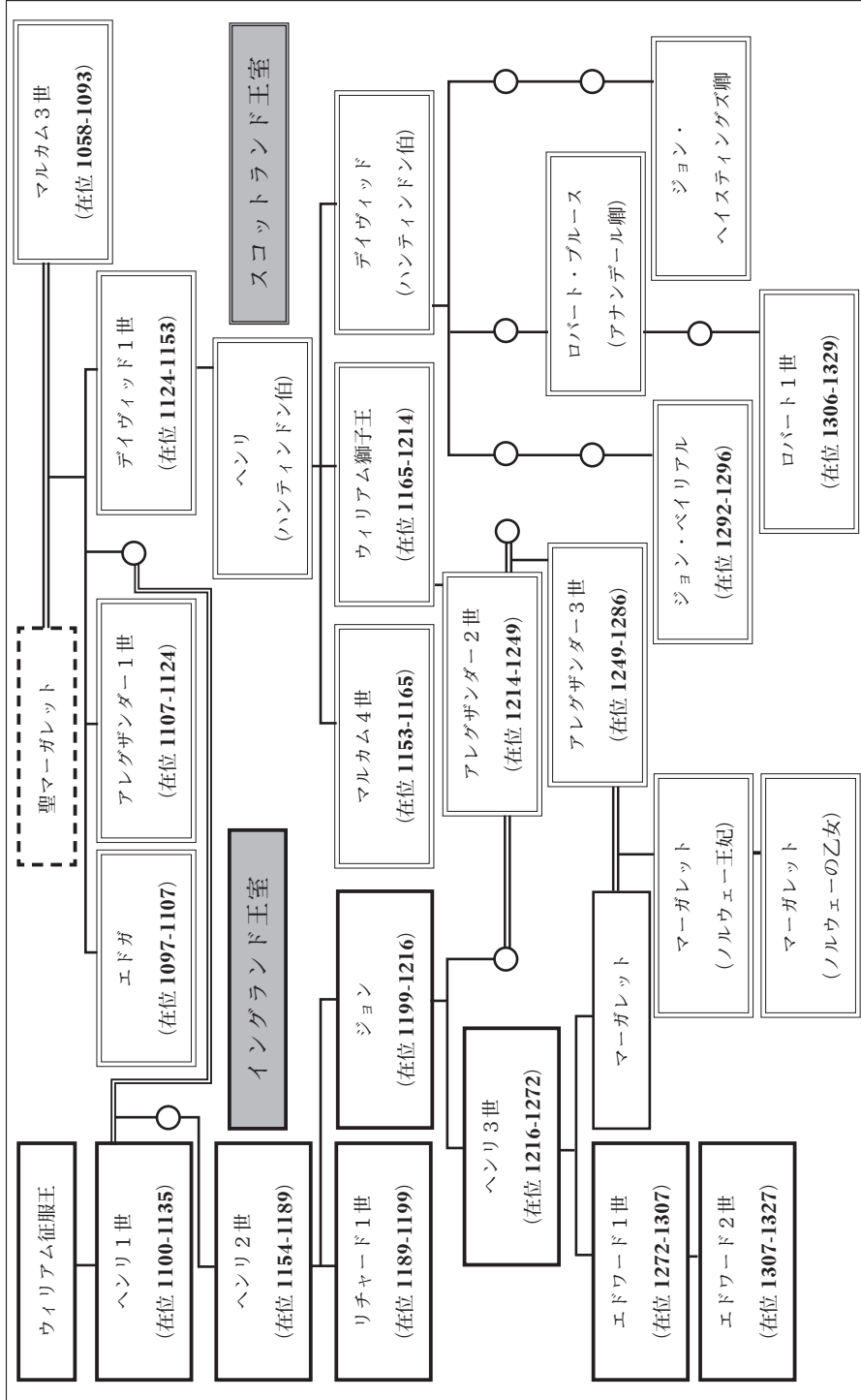
言無用を誓って」交わしたものの、それからまもなくブルースが所用でイングランドに向けて発つと、変心したカミンがこの「内密の結託」の中身を書簡でエドワードに伝え、自らの「競争相手 (Corrival)」をイングランドの地で亡き者とする事で王座に腰かけようと画策する。書簡を読んだエドワードは宮廷に現れたブルースを「大逆罪」に問おうとするが、彼の「同志たち」をおびき寄せて一網打尽にしようとの目論見から、ただちに審判にかけようとはせず言動をひそかに監視した。その間のある日、ブルースのもとに「彼の祖父の旧友」から「金の拍車一對と金片」が送られてきた。借財の返済という名目だったが、「危険は人の嗅覚を鋭くする」の言葉通り、拍車を見たブルースはそれが身の危険を知らせる暗黙のメッセージだと気づいた。その夜のうちに彼は鍛冶屋に命じて馬の蹄鉄を「逆向き (backward way)」に打たせ、雪道に残る足跡をたどられないように細工を施した。そしてただちに2人の「仲間」を連れてスコットランドに向けた「逃走」を始め、(文字通り)拍車をかけて、わずか7日間で居城までたどり着いた。直後に彼は「飛脚 (a flying post)」を捕えてカミンのエドワード宛書簡を入手し、その中に「ロバートのように高貴な生まれのうえに人気もあり、しかも賢明さと大胆さを兼ね備えた人物が新たな動乱を引き起こさないよう、彼を速やかに葬るべきであって、審判を遅らせるのは危険だ」との文言を発見する。ここにいたってカミンの不実を確信したブルースは、憤りに駆られてカミンのいるダンフリースの教会に乗り込み、飛脚から押収した書簡を掲げて背信をとがめたが、カミンは「恥知らずにも」それが自らの筆によるものであることを否定した。逆上したブルースは相手の腹部を短剣で刺して急ぎ現場を離れ、教会の外で待っていた同道の2人に「カミンを殺してしまったと思う」と告げた。すると1人 (James Lindsay) が「そんな重大なことを『思う』で済ませせるのか」と口走るや否や教会に駆け入って止めを刺し、カミンを救おうとした親族ロバート・カミンの命まで奪ったという (Buchanan 1722, I, 343-44)。以上がブキャナンによる叙述である。明らかなように、周到にブルースを葬り去ろうとした薄汚い裏切り者カミンに対し、高潔なるブルースは怒りのあまり行為に及んでしまったわけであって、しかも最終的に手を汚したのは彼自身ではなく「仲間」だとされている。ブルース英雄伝説の典型をなす物語りかただと言えるだろう。

これに対し、ティレルはブキャナンを名指しして「ありえない (improbable)」点が見受けられると批判を投げかける。特に、カミンが王位を狙っていたのだとすれば、当のスコットランド王冠を奪い去ったばかりのエドワードを信用して密約を漏らすなど考えられないとティレルは言う。彼によれば、王座を野心的に欲したのはむしろブルースである。そして「かの王国における最有力者の1人であるバドノッホ卿ジョン・カミンほど王位獲得の妨げになる者もいなければ、その助けになる者もない」と考えたブルースは、ダンフリースの教会の(中ではなく)「回廊 (Cloister)」でカミンと会談し、自身を王座に据

える「企て」への協力を求めたのであった。だが拒まれたため「ブルースは腹いせに (in Revenge) カミンを短剣で突き刺した」とする。そのうえでティレルは、「ポイーシウスやブキャナン」による歴史叙述 (訳注 16 参照) には「自国をえこひいきする傾向 (Partiality to his Country)」からくる「大幅な脚色 (a much better Colour)」が見られる、と苦言を呈する (Tyrrell 1704, 167-69)。

確かにブルース英雄譚は後世の目から見た理想化を含んでいるだろうし、スコットランド中心史観のきらいもある。ただ、まさにティレルを先駆とする「ウィッグ的な歴史解釈」(ウィッグ史観) が「後知恵」的な自己正当化に陥っている点を今日指摘されるように (例えば Pocock 2005, 114-33 / 訳 149-74 を見よ), どのような歴史叙述も一定の予断 (ないし価値判断) からくる偏向を避けられない。少なくともこの一件にかぎって言えることは、出来事を構成する根幹の事実 (ブルースの王位継承に異を唱えたカミンが殺害された) に関してはブキャナンとティレルの両者がそろって了解しており、したがって両者の相異は事実の理解の水準よりも解釈の違いに由来することである。ある解釈がそれとほぼ同等の事実理解に立脚する別の解釈に対して排他的姿勢で臨めば、それはドグマとの批判を免れないだろう。こうした場合には両論併記が望ましいことにティレルも鈍感だったわけではなく、叙述の当否は「公平な読者 (the Impartial Reader)」の判断に委ねると書き添えている (Tyrrell 1704, 169)。

イングランド王室・スコットランド王室系図 (二重線は婚姻を表す)



参考文献

- House of Commons Hansard Debates for 3 Jul 1996 (pt 23) (pt 24)
 (<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199596/cmhansrd/vo960703/debtext/60703-23.htm>)
 (<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199596/cmhansrd/vo960703/debtext/60703-24.htm>)
- Aubrey, J. [1949] 1999. *Aubrey's Brief Lives*, edited by O. L. Dick. David R. Godine.
- Baine, R. M. 1968. *Daniel Defoe and the Supernatural*. Univ. of Georgia Press.
- Buchanan, G. 1722. *Buchanan's History of Scotland*. In *Twenty Books*, 2nd ed., edited by W. Bond. 2 vols. London.
- Defoe, D. 2002. *The History of the Union of Great Britain, Part 1*, edited by D. W. Hayton. Pickering and Chatto.
- . 2003. *The True-Born Englishman. A Satyr*, edited by W. R. Owens. Pickering and Chatto.
- Griffiths, R. (ed.) 2003. *The Fourteenth and Fifteenth Centuries*. Oxford U. P. 北野かほる監訳『14・15世紀』慶應義塾大学出版会, 2009.
- Heidenreich, H. 1970. *The Libraries of Daniel Defoe and Phillips Farewell*. Berlin.
- Pocock, J. G. A. 1985. *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*. Cambridge U. P. 田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房, 1993.
- . [1957] 1987. *The Ancient Constitution and the Feudal Law: a Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century; a Reissue with a Retrospect*. Cambridge U. P.
- . [1975] 2003. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*. Princeton U. P. 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント』名古屋大学出版会, 2008.
- . 2005. *The Discovery of Islands: Essays in British History*. Cambridge U. P. 犬塚元監訳『島々の発見—「新しいブリテン史」と政治思想—』名古屋大学出版会, 2013.
- Smout, T. C. [1969] 1998. *A History of the Scottish People 1560-1830*. Fontana Press. 木村正俊監訳『スコットランド国民の歴史』原書房, 2010.
- Tyrrell, J. 1700. *The General History of England, both Ecclesiastical and Civil: From the Earliest Accounts of Time, to the Reign of His Present Majesty, King William III*. London.
- . 1704. *The General History of England, both Ecclesiastical and Civil: Containing the Reigns of Edward I, II, III, and Richard II*. London.
- 青山吉信編. 1991. 『イギリス史 1—先史～中世—』山川出版社.
- 今井宏編. 1990. 『イギリス史 2—近世—』山川出版社.
- 田中秀夫. 1998. 『共和主義と啓蒙—思想史の視野から—』ミネルヴァ書房.
- 林直樹. 2012. 『デフォーとイングランド啓蒙』京都大学学術出版会.

※本研究は JSPS 科研費 26780129 の助成を受けたものである。